

令和6年第2回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和6年2月21日(水)

午前10時開会

京田辺市役所305会議室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 報告第3号 令和6年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数について
- 5 日程第3 報告第4号 令和6年度留守家庭児童会入会申込者数について
- 6 日程第4 報告第5号 小学校プールのあり方検討結果について
- 7 日程第5 議案第2号 京田辺市通学費補助金交付要綱の一部改正について
- 8 日程第6 議案第3号 京田辺市教育支援センター設置要綱の一部改正について
- 9 日程第7 議案第4号 令和6年度京田辺市立学校医の委嘱について
- 10 日程第8 議案第5号 令和6年度京田辺市立学校歯科医の委嘱について
- 11 日程第9 議案第6号 令和6年度京田辺市立学校薬剤師の委嘱について
- 12 日程第10 協議 令和5年度京田辺市一般会計補正予算(第9号)(案)について
- 13 日程第11 協議 令和6年度京田辺市一般会計当初予算(案)について
- 14 閉会宣告

令和6年第2回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R06/01/25 ~ R06/02/21

1. 教育行政報告

1月

26日 (金)	通学路安全踏査事業	三山木小学校
27日 (土)	令和5年度市立幼稚園絵画展	田辺・薪・松井ヶ丘幼稚園
	第40回綴喜青少年の主張大会	八幡市文化センター
30日 (火)	令和5年度第3回学校教育審議会	305会議室

2月

2日 (金)	学校給食センター愛称選定委員会	特別会議室
3日 (土)	令和5年度市立幼稚園絵画展	田辺東・草内・三山木・普賢寺幼稚園
4日 (日)	第11回「家族のきずな」作文発表会	府立けいはんなホール
	第7回京田辺バンドフェスティバル	中央体育館
5日 (月)	京都府市町村教育委員会連合会 三役会、三役・幹事・教育長部会世話人合同会議 (西村教育長職務代理者)	府庁
6日 (火)	経営会議	305会議室
7日 (水)	令和5年度市立幼稚園絵画展	大住こども園
	田辺中学校生徒会義援金受取り	全員協議会室
9日 (金)	令和5年度市町村トップセミナー	ANAクラブ ラザホル
10日 (土)	同志社大学体育会クラブスポーツコミュニケーション事業 (ハンドボール)	同志社大学
	(公社)日本ホッケー協会 夢見るホッケー教室	中央体育館
11日 (日)	第47回二月堂竹送り	大御堂観音寺
14日 (水)	令和5年度第3回山城地方教育長会議	府田辺総合庁舎
	令和5年度京田辺学校経営研究会閉講式	中央公民館
19日 (月)	経営会議	305会議室
20日 (火)	市議会本会議(議案上程、施政方針 他)	議場
21日 (水)	第2回教育委員会定例会	305会議室
	校長会議	中央公民館

報告第3号

令和6年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数について

令和6年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数（見込み）について、別紙のとおり報告する。

令和6年2月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（報告理由）

本件は、令和6年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数（見込み）について、報告するものである。

令和6年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数(見込み)

種別	施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	前年比
市立幼稚園・ こども園(幼稚園部分)	田辺幼稚園	/	/	/	/	24	17	41	-21
	田辺東幼稚園	/	/	/	4	3	5	12	4
	草内幼稚園	/	/	/	16	23	17	56	-6
	三山木幼稚園	/	/	/	28	34	25	87	-4
	松井ヶ丘幼稚園	/	/	/	8	4	10	22	-5
	薪幼稚園	/	/	/	9	25	19	53	-19
	普賢寺幼稚園	/	/	/	7	8	11	26	-2
	大住こども園(1号)	/	/	/	18	20	15	53	7
合計		/	/	/	90	141	119	350	-46

種別	保育所名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	前年比
市立保育所・ こども園(保育所部分)	河原保育所	15	28	42	47	46	50	228	-20
	河原保育所分園(令和6年度から本園へ統合)	/	/	/	/	/	/	/	/
	草内保育所	6	12	15	24	22	20	99	3
	三山木保育所	17	29	60	49	50	50	255	26
	南山保育所	/	/	14	/	/	/	14	-12
	大住こども園(2・3号)	6	13	15	22	15	8	79	37
	小計	44	82	146	142	133	128	675	34
民間保育園等	大住保育園	4	20	25	12	26	22	109	7
	みみづく保育園	6	27	41	39	43	45	201	-23
	ウェルネス保育園京田辺	2	15	18	/	/	/	35	25
	松井ヶ丘保育園	12	33	48	46	48	50	237	-10
	こもれび	12	24	24	26	26	26	138	1
	みんなのき三山木こども園	7	18	23	22	23	23	116	16
	ニチイキッズたなべ保育園	5	6	8	/	/	/	19	-2
	ほほえみ保育園京田辺園	0	9	10	/	/	/	19	-2
	まゆあいのおうち保育園	3	9	9	/	/	/	21	7
	小計	51	161	206	145	166	166	895	19
合計	95	243	352	287	299	294	1,570	53	

※令和6年2月1日現在の見込み数。

※前年比について、市立幼稚園は令和5年5月1日現在、市立保育所及び民間保育園等は令和5年4月1日現在の園児数との比較。

報告第4号

令和6年度留守家庭児童会入会申込者数について

令和6年度留守家庭児童会の入会申込者数について報告する。

令和6年2月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、令和6年度留守家庭児童会の入会申込者数について、報告するものである。

令和6年度 留守家庭児童会入会申込数

令和6年2月1日現在

単位:人

校区名	児童会名	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計 (A)	5年度 合計(B)	A-B
大住	大住留守家庭児童会	直営	6	9	6	4	1	0	26	40	-14
田辺	田辺留守家庭児童会	直営	46	36	32	20	6	4	144	132	12
草内	草内留守家庭児童会	直営	27	16	16	6	5	0	70	67	3
三山木	三山木留守家庭児童会	直営	46	60	47	40	31	10	234	232	2
	みんなのき	民間	12	19	4	5	0	0	40	40	0
	Sola(空)	民間	23	26	0	0	0	0	49	53	-4
田辺東	田辺東留守家庭児童会	直営	10	9	9	6	3	3	40	41	-1
松井ヶ丘	松井ヶ丘留守家庭児童会	直営	32	40	36	20	8	3	139	152	-13
薪	薪留守家庭児童会	直営	44	44	41	25	6	1	161	166	-5
桃園	桃園留守家庭児童会	直営	25	28	17	15	5	4	94	106	-12
市全体(民間含む) 合計			271	287	208	141	65	25	997	1029	-32
市直営のみ 合計			236	242	204	136	65	25	908	936	-28

報告第5号

小学校プールのあり方検討結果について

小学校プールのあり方検討結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年2月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、京田辺市立小学校のプールのあり方に係る検討結果について、報告するものである。

京田辺市 小学校プールのあり方検討報告書 概要版

1. はじめに

本市では、公共施設マネジメントの推進に向けた取り組みを進めており、学校施設においては「京田辺市学校施設長寿命化計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。

長寿命化計画においては、小学校のプールに関する方針として「使用率に対して建て替え等の建設費

や維持管理費が大きいことから、プールの集約化等を視野に入れつつ、今後のあり方を検討します。」と定めています。

本報告書は、上記の方針に基づき、今後の小学校プールの方向性を示すものです。

2. 対象施設

学校名	棟名	主な建築年	経過年数※
大住小学校	プール及び附属棟	昭和43(1968)年	55
田辺小学校	〃	昭和40(1965)年	58
草内小学校	〃	昭和43(1968)年	55
三山木小学校	プール及び附属棟(2棟)	昭和40(1965)年	58
普賢寺小学校	プール及び附属棟	昭和42(1967)年	56
田辺東小学校	〃	昭和50(1975)年	48
松井ヶ丘小学校	〃	昭和54(1979)年	44
薪小学校	〃	昭和55(1980)年	43
桃園小学校	〃	昭和59(1984)年	39

3. 施設を取り巻く状況

- ・ 小学校のプールは、屋外施設のため、天候や気温等に左右されて計画的な水泳授業の実施が難しいほか、熱中症などの安全面においても課題があります。
- ・ 小学校のプールでは、清掃・維持管理などを教職員が行っており、負担となっています。
- ・ 現在の小学校のプールは、その多くが建築後40年を超えており、今後、施設の更新が必要となりますが、多額の費用を要する課題があります。
- ・ プールの使用期間は6月中旬～7月中旬までの約1ヵ月間の学校が多く、使用率の低い施設となっています。
- ・ 民間施設を活用した水泳授業について試行したところ、児童・保護者・教員の多くから好評が得られました。

4. 検討の考え方

今後のあり方を考えるにあたっては、施設の現状のほか、小学校のプールが水泳授業を行う場としての役割を担っていることに鑑みて、以下の視点から検証を行うこととしました。

- ・ より教育環境が向上されること
- ・ より教職員負担が軽減されること
- ・ より安全性が向上されること
- ・ よりコスト負担が縮減されること

5. ケース別検討結果

項目		ケース1	ケース2	ケース3
ケース概要		現状維持	共有屋内プールの整備	民間プール活用 (施設使用+指導支援)
教育環境	水泳授業の質	○ 教師、児童ともに慣れ親しんでいるため、授業の進行がスムーズ 入水指導時間は約50分/2コマ	○ プール環境が統一され、一定の質が確保できる 入水指導時間は約50分/2コマ	◎ プール環境が統一され、一定の質が確保できる ◎ 専門的な指導を受けることができる 入水指導時間は約60分/2コマ
	計画通りの授業実施	△ 天候に左右される	○ 天候に左右されない ○ 一方で、授業日や授業時間の調整が必要となる	○ 天候に左右されない ○ 一方で、授業日や授業時間の調整が必要となる
安全性	水泳授業における事故リスク	○ 主に教職員が施設を管理しているため、施設・設備等がももとなる事故リスクが十分に低減されない限られた教職員による監視体制となる	○ 施設に関する専門スタッフを配備した場合は、施設・設備等がももとなる事故リスクが低減される限られた教職員による監視体制となる	◎ 専用施設による管理体制があるため、施設・設備等がももとなる事故リスクが低減される ◎ 監視体制が強化されるため、事故リスクが低減される
	外部から見られない配慮	△ 屋外施設であるため、外部からの侵入や盗撮などのリスクがある	○ 屋内施設であるため、外部からの侵入や盗撮などのリスクが低減される	◎ 屋内施設であるため、外部からの侵入や盗撮などのリスクが低減される ◎ 監視体制が強化されるため、リスクが低減される
	熱中症への注意	△ 屋外施設のため、熱中症のリスクがある	○ 屋内プール化することにより、季節や天候による事故リスクが低減される	◎ 屋内プール化することにより、季節や天候による事故リスクが低減される ◎ 監視体制が強化されるため、事故リスクが低減される
教職員負担	維持管理における教職員負担	△ 教職員による維持管理が必要となる	○ 教職員による維持管理が必要となるが、施設が集約化されるため、総量は低減する	◎ 教職員負担による維持管理が無くなる ◎ 施設総量は縮減する
	授業実施における教職員負担	△ 従来通り教員が水泳指導、安全管理を行う	△ 従来通り教員が水泳指導、安全管理を行う	○ 授業当日は安全管理・評価を中心に行うこととなるため、負担が軽減する
コスト負担※	単年度あたりの事業費	8,790万円	7,472万円	6,578万円
	今後30年間の総費用	26億3,700万円	22億4,167万円	19億7,325万円
総合評価		△	○	◎

※コスト試算にあたり、児童数は一定としている。将来的な児童数の減少を考慮した場合、ケース3のコストは更に減少する。

(凡例) ◎：十分な対応が可能 ○：対応が可能 △：課題がある

6. 小学校プールの今後のあり方

プール授業の方向性

水泳授業は、バランスのとれた全身運動であり、児童の運動能力の向上、心身の健やかな成長や健康維持につながるものです。また、水難事故から命を守るための技能を育むものです。このようなことから、**水泳授業を今後も継続していくことを基本とします。**

これまでの試行によって、民間事業者との連携は、天候や気温に左右されない屋内施設において、インストラクターによる専門的な指導や泳力別指導によって、安全で質の高い水泳授業に繋がることが確認できました。このように水泳授業の環境向上が期待できることから、**民間施設を活用した水泳授業を実施します。**

今後のスケジュール

令和6（2024）年度から全ての市立小学校の全学年で民間施設を活用した水泳授業を実施します。

小学校プール施設の活用検討

民間施設を活用した水泳授業の実施によって小学校のプール施設の使用が無くなることから、**プール施設の利活用を検討します。**

京田辺市 小学校プールのあり方検討報告書

令和6（2024）年2月

京田辺市

目次

1	はじめに	1
1.1	小学校プールのあり方検討の背景と趣旨	1
1.2	対象施設の概要	2
1.3	報告書の構成	3
2	小学校プールを取り巻く現状と課題	4
2.1	小学校プールの物理的状況	4
2.1	小学校プールの使用等状況	6
2.2	コストの状況	12
2.3	将来人口と児童数の推移	14
2.4	先行事例と近年の取組	17
2.5	小学校プールの課題	36
3	あり方検討に向けた基本的な考え方	37
3.1	課題解決のための方針	37
3.2	対策の手法と検討ケースの設定	37
3.3	評価指標の設定	37
4	ケース別検討	38
4.1	定量評価の算出	38
4.2	定性評価	42
4.3	その他の検証	46
4.4	評価のまとめ	48
5	小学校プールの今後のあり方	49
5.1	プール授業の方向性	49
5.2	小学校プール施設のあり方	49
5.3	今後のスケジュール	49
5.4	今後の取り組みに向けての留意点	50
6	参考資料	51
6.1	関連法令及び基準	51
6.2	市内のプール施設の概要	57

1 はじめに

1.1 小学校プールのあり方検討の背景と趣旨

1.1.1 あり方検討の背景

本市では、公共施設マネジメント※の推進に向けて、平成 29（2017）年 3 月に「京田辺市公共施設等総合管理計画」を策定しました。また、令和 4（2022）年 6 月には個別施設計画等を反映した見直しを行うなどの取り組みを推進しています。

一方、学校施設においては、令和 3（2021）年 3 月に「京田辺市学校施設長寿命化計画」を策定し、具体的な取り組みを実施しているところです。このうち、小学校プールに関しては以下の方針のもと、あり方の検討が必要となっています。

京田辺市学校施設長寿命化計画（令和 3（2021）年 3 月）

小学校のプールのあり方検討 (p41)

小学校のプールは使用率に対して建て替え等の建設費や維持管理費が大きいことから、プールの集約化等を視野に入れつつ、今後のあり方を検討します。

※公共施設等の計画的な長寿命化や施設保有総量の適正化など、質・量の両面から施設の見直しを行い、適正に維持管理し、有効活用を図ることで、効率的・効果的な行政サービスを提供するとともに、持続的な行財政運営に資する取り組み

1.1.2 社会的動向

学校施設は、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて多く建設され、それらの建物が一斉に更新時期を迎えつつあり、老朽化対策が重要な課題となっています。これに対して、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」においては、老朽化対策の基本的な考え方として、①計画的整備、②長寿命化、③重点化※の 3 つが挙げられています。

対象施設（小学校プール）のあり方検討にあたっては、③重点化※の取り組みを推進する必要があり、本取り組みの技術的助言として、文部科学省から「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集（令和 2（2020）年 3 月）」が示されています。

この事例集の中では、全国の学校設置者へのアンケート結果に基づき、学校プールに関連するものとして、①学校プールの共同利用、②公営プールの活用、③民営プールの活用が示されています。

※学校施設の重点化とは、保有する学校施設について総合的かつ客観的な評価を行い、優先順位を設けることで、真に必要な性の高い施設から順次整備を行う。また、将来の児童生徒数の動向や地域の実情も見極めつつ、既存ストックの有効活用も視野に入れながら、適切な規模に見直していくことをいう。

1.1.3 学校プールの役割と水泳授業の意義

学校プールは水泳授業を行う場としての役割を担っており、水泳授業は「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」*の学習に大きく関係しています。

これらを踏まえると、本検討内容である重点化等を行う場合にあっては、児童の授業環境の維持・向上を図ることが重要な視点となります。

(文部科学省「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引(三訂版)」p4を参考に作成)

1.1.4 あり方検討の趣旨

本資料は、学校施設の老朽化対策という課題に対して、小学校プールの重点化(集約等)の具体的方策を定めるための検討報告書です。特に児童の教育環境とコストの観点から考察を行い、今後の小学校プールの方向性を示すことを目的としています。

1.2 対象施設の概要

対象となる小学校プールは、以下の9施設です。

学校名	棟名	主な建築年	経過年数*	備考
大住小学校	プール及び附属棟	昭和43(1968)年	55	
田辺小学校	"	昭和40(1965)年	58	
草内小学校	"	昭和43(1968)年	55	
三山木小学校	プール及び附属棟(2棟)	昭和40(1965)年	58	
普賢寺小学校	プール及び附属棟	昭和42(1967)年	56	
田辺東小学校	"	昭和50(1975)年	48	
松井ヶ丘小学校	"	昭和54(1979)年	44	
薪小学校	"	昭和55(1980)年	43	
桃園小学校	"	昭和59(1984)年	39	

*経過年数は令和5(2023)年を基準とする。

1.3 報告書の構成

本報告書は、以下の構成で作成しています。

(第1章) 1 はじめに

- ・ 小学校プールのあり方検討の背景や趣旨、業務の概要を記載

(第2章) 2 小学校プールを取り巻く現状と課題

- ・ プール施設や水泳授業の概要と課題を整理

(第3章) 3 あり方検討に向けた基本的な考え方

- ・ 課題解決に向けたあり方検討の方針や検討ケースの種類や評価指標を設定

(第4章) 4 ケース別検討

- ・ 検討ケース別の定性評価、定量評価を実施

(第5章) 5 小学校プールのあり方

- ・ 評価結果に基づく小学校プールのあり方を提示
- ・ 検討の中で判明した課題を整理

(第6章) 6 参考資料

- ・ 小学校プールに関する法令基準、市内のプール施設について整理
-

2 小学校プールを取り巻く現状と課題

2.1 小学校プールの物理的状況

2.1.1 小学校プールの諸元

(1) 附属棟の概要

学校名	附属棟	構造	階数	面積	建築年	経過年数※	備考
大住小学校	1	S造	1	21	1968 (S43)	55	
田辺小学校	"	S造	1	21	1965 (S40)	58	
草内小学校	"	S造	1	21	1968 (S43)	55	
三山木小学校	1	CB造	1	21	1965 (S40)	58	
"	2	RC造	1	141	2015 (H27)	8	増築
普賢寺小学校	1	S造	1	21	1967 (S42)	56	
田辺東小学校	"	RC造	1	32	1975 (S50)	48	
松井ヶ丘小学校	"	RC造	1	80	1979 (S54)	44	
薪小学校	"	RC造	1	74	1980 (S55)	43	
桃園小学校	"	RC造	1	74	1984 (S59)	39	

※経過年数は2023年を基準とする。

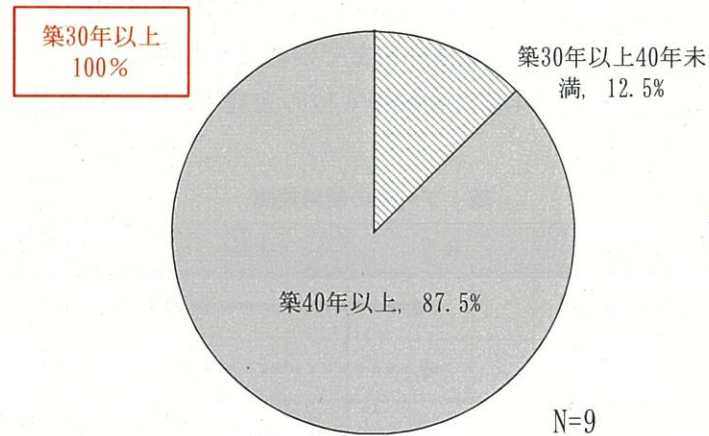
(2) プール槽の概要

学校名	プール槽	プール寸法(m)		レーン	深さ(m)	水面積(m ²)	建築年	備考
		幅	長さ					
大住小学校	大小共	10	25	5	1.0	282	1968 (S43)	
		4	8	-	0.55~0.6			
田辺小学校	大	12	25	6	0.8~1.0	300	1965 (S40)	
草内小学校	大小共	10	25	5	1.0	277.2	1968 (S43)	
		3.4	8	-	0.5			
三山木小学校	大	12	25	6	0.8~1.1	300	1965 (S40)	
	小	3.8	10	-	0.6	38	2015 (H27)	
普賢寺小学校	大小共	10	25	5	1.0~1.05	282	1967 (S42)	
		4	8	-	0.55~0.6			
田辺東小学校	大小共	12	25	6	1.0~1.1	340	1975 (S50)	
		4	10	-	0.55			
松井ヶ丘小学校	大小共	12	25	6	1.0~1.1	340	1979 (S54)	
		4	10	-	0.55~0.6			
薪小学校	大小共	12	25	6	1.0	340	1980 (S55)	
		4	10	-	0.55			
桃園小学校	大小共	12	25	6	1.0	340	1984 (S59)	
		4	10	-	0.55			

2.1.2 プールの劣化状況

(1) 築年数の内訳

市内9校の小学校プールの築年数の内訳は以下のとおりです。水泳プールの償却資産の評価に用いる耐用年数は30年であり、全ての小学校プールがこれを超えています。



図：築年数の内訳

※三山木小学校は大プールを主として、小プールの経過年数は考慮しない。

(2) 劣化症状

プール槽は修繕（塗装等）を行っているため、状態は比較的良好です。しかし、プールサイドにおいては、塗装剥がれやコンクリートのひび割れ、シーリング材の劣化などの劣化症状があります。なお、授業においては、段差部分へシートを敷くなどの安全対策を行っています。付属棟においては、塗装の剥がれや汚れなどの劣化が広く見られます。



写真：プールサイドの段差



写真：全体的な汚れ・雨だれ（付属棟）

2.1 小学校プールの使用等状況

2.1.1 プールの使用方法と期間

小学校プールは、水泳授業と夏休みにおける子ども会への開放に使用しています。

小学校プールの使用期間は、平成 31（2019）年度において、6月中旬～8月初旬までの約2ヵ月間となっています。一方、コロナ禍となる令和4（2022）年度では、大住小学校・三山木小学校の例外があるものの6月中旬～7月中旬までの約1ヵ月間となっています。また、子ども会への開放は、平成31（2019）年度に9校中4校の実施であったものが、令和4（2022）年度には1校まで減少しています。

表：プールの使用期間

学校名	年度	6月	7月	8月	9月
大住小学校	2019 (H31)	←————→		←————→	
	2022 (R4)	←………→		←………→	
田辺小学校	2019 (H31)	←————→			
	2022 (R4)	←………→			
草内小学校	2019 (H31)	←————→		←………→	
	2022 (R4)	←………→			
三山木小学校	2019 (H31)	←————→		←………→	
	2022 (R4)	←………→			←………→
普賢寺小学校	2019 (H31)	←————→		←………→	
	2022 (R4)	←………→			
田辺東小学校	2019 (H31)	←————→			
	2022 (R4)	←………→			
松井ヶ丘小学校	2019 (H31)	←————→			
	2022 (R4)	←………→			
薪小学校	2019 (H31)	←————→			
	2022 (R4)	←………→			
桃園小学校	2019 (H31)	←————→			
	2022 (R4)	←………→			
参考 (梅雨の期間)	2019 (H31)		■	■	6月27日頃～7月24日頃
	2022 (R4)		■	■	6月14日頃～7月23日頃
	平年		■	■	6月6日頃～7月19日頃

■：夏休みにおける子ども会への開放期間

2.1.2 水泳授業の概要

(1) 学習指導要領における水泳授業の位置づけ

水泳授業は「小学校学習指導要領^{※1}」に指導内容及び目標が定められています。また、水泳授業は文部科学省「水泳指導の手引（三訂版）」によると「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」の学習に大きく関係しているとされます。

本市では、「水泳指導の手引（三訂版）」を踏まえ、1年間におおむね10コマ（単位時間^{※2}）の水泳授業を行っています。

（参考）水泳運動・水泳の目標

<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。 ・ 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること。 ・ もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。 ・ 自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。 ・ 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。
--

出典：小学校学習指導要領（平成29年告示）P146・147

表：水泳運動・水泳 学年ごとの指導内容[※]

学年	指導内容	
低学年（1～2学年）	水遊び	水の中を移動する運動遊び もぐる・浮く運動遊び
中学年（3～4学年）	水泳運動	浮いて進む運動 もぐる・浮く運動
高学年（5～6学年）	水泳運動	水泳（クロール、平泳ぎ） 安全確保につながる運動

（小学校学習指導要領（平成29年告示）及び体育編解説をもとに作成）

※1 「適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができる」としているが、「安全に行うための心得（水泳の事故防止に関する心得）については、必ず取り上げること」としている。

※2 学校教育法施行規則第51条において、小学校における授業時間数の一単位時間は45分である。

(2)水泳授業の現状

水泳授業のコマ数は、平成 31 (2019) 年度において、全体の平均値が 9.89 コマとなっており、各校における平均値は 8~12 コマ程度となっています。一方、コロナ禍となる令和 4(2022) 年度では、平均値が 7.74 コマとなっており、各校の平均値は 4~12 コマと振れ幅が大きくなりました。

本比較による授業数の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によるものですが、このほかに水泳授業が天候に左右され、計画的な実施が難しいという問題があります。

表：平成 31 (2019) 年度授業コマ数

学校名	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	平均
大住小学校	10	10	10	10	10	11	10.17
田辺小学校	8	8	8	8	8	8	8.00
草内小学校	8	8	8	8	8	8	8.00
三山木小学校	10	10	10	10	10	10	10.00
普賢寺小学校	10	14	10	10	14	14	12.00
田辺東小学校	10	10	10	10	10	10	10.00
松井ヶ丘小学校	12	10	11	12	12	14	11.83
薪小学校	8	8	8	8	8	8	8.00
桃園小学校	11	11	11	11	11	11	11.00
平均	9.67	9.89	9.56	9.67	10.11	10.44	9.89

表：令和 4 (2022) 年度授業コマ数

学校名	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	平均
大住小学校	6	6	6	6	6	8	6.33
田辺小学校	4	10	4	4	10	4	6.00
草内小学校	8	8	8	8	8	10	8.33
三山木小学校	10	10	10	10	10	10	10.00
普賢寺小学校	12	12	12	12	12	12	12.00
田辺東小学校	6	6	6	6	6	6	6.00
松井ヶ丘小学校	4	4	4	4	4	6	4.33
薪小学校	6	6	8	8	8	8	7.33
桃園小学校	10	10	10	10	10	10	10.00
平均	7.33	8.00	7.56	7.56	8.22	8.22	7.81

※水泳授業のカリキュラムは、各校の判断で柔軟に編成することができる。

【授業体制】

水泳授業は、多くの小学校で1学年ごとに実施しています。また、小規模校においては複数学年の合同授業としています。

指導・監視体制としては、1クラス（約30人）あたり1名以上の教員による指導を行っており、そのほかに陸上監視者を配置して授業を行っています。

【授業の流れ】

水泳授業のカリキュラムについて、学校別に違いはありますが、おおむね以下の流れで実施しています。

表：授業の流れ

	流れ	時間	備考
1	着替え、移動	10分程度	休憩時間に対応する場合があります。
2	入水準備	10～15分程度	準備体操・シャワー・水慣れ等
3	入水しての指導	50分程度	
	プールサイドでの指導及び見学時間	10分程度	
4	整理体操、シャワー等	10分程度	
5	着替え、移動	15分程度	

※2コマに渡って授業実施

【授業実施風景】



写真：三山木小学校 お知らせ 2017/06/19 プール開き記事

2.1.3 小学校プールの維持管理の状況

小学校プールの維持管理は、専門的な設備の点検を除いて教職員が行っています。また、維持管理に係る業務は、夏季のみならず、施設を適切な状態に保つため、年間を通じて行われています。

<ul style="list-style-type: none"> ・水泳授業開始に伴う準備（6月） <ul style="list-style-type: none"> ・プール清掃、排水作業 ・水張り ・濾過器の点検、清掃（委託） ・草取り ・目隠しの設置 ・コースロープの設置 ・消耗品の購入 	《教職員負担》 清掃 3 時間程度（複数名） その他 1 時間程度
<ul style="list-style-type: none"> ・水泳授業期間中の管理（6月～9月） <ul style="list-style-type: none"> ・水質管理 ・塩素等の薬剤の補充 ・濾過器の点検 ・草取り ・日常清掃 ・修繕の実施 ・使用記録の作成 	《教職員負担》 期間中毎朝：20 分程度 授業開始ごと：6 分程度
<ul style="list-style-type: none"> ・水泳授業期間外の維持管理（その他期間） <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検パトロール（水位の確認、漏水の確認等） 	《教職員負担》 月 1 回：10 分程度

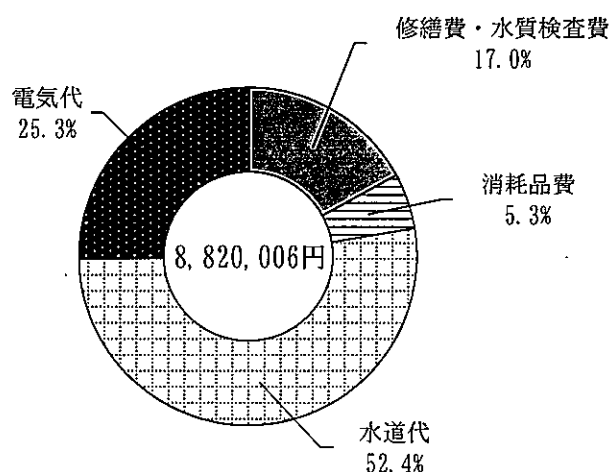
※各学校へのアンケート結果をもとに教職員負担の概算値を記載

2.2 コストの状況

2.2.1 プール使用に係る費用

(1) 年間の維持管理費

平成 31 (2019) 年度の小学校プールに係る維持管理費の合計は約 882 万円となっています。内訳として、水道代が 52.4%と最も多く、次いで電気代が 25.3%、修繕費・水質検査費が 17.0%となっています。



図：小学校プールに係る維持管理費（平成 31 (2019) 年度）

(2) ライフサイクルコスト

ライフサイクルコストは生涯費用とも呼ばれ、建築物の企画・設計段階から建設、運用を経て除却するまでの全期間に要する費用をいいます。

過去の維持管理費を踏まえて、小学校プール 1 校・年あたりのライフサイクルコストを試算すると、約 1,070 万円/年・校となります。

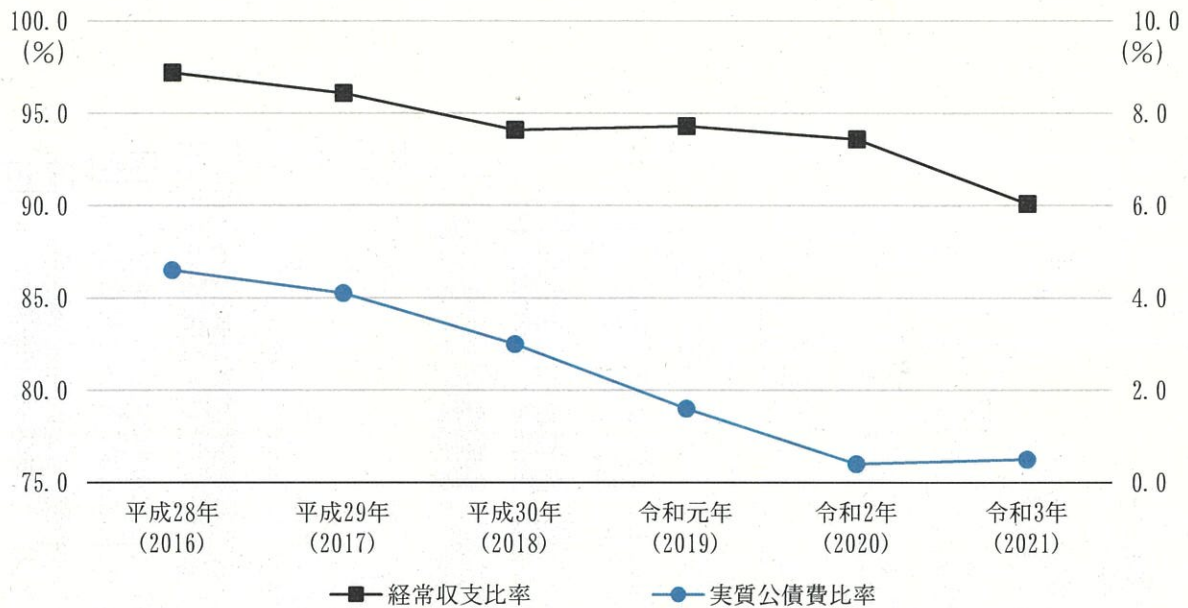
表：プールの年あたりライフサイクルコスト内訳

内訳	年あたり ライフサイクルコスト (円/年・校)	備考
改築費	7,660,000 円	230,000,000 円/耐用 30 年
濾過機更新費	2,000,000 円	30,000,000 円/耐用 15 年
修繕費・水質検査費	200,000 円	過去実績
消耗品費	55,000 円	過去実績
水道代	530,000 円	過去実績
電気代	250,000 円	過去実績
合 計	10,695,000 円	

2.2.2 京田辺市の財政状況

令和3(2021)年度の決算について、財政構造の弾力性を示す経常収支比率^{※1}をみると、90.1%となり、前年度並みの高い水準です。一方、実質公債費比率^{※2}は、0.5%と改善傾向にあります。

また、扶助費などの義務的経費が増加していることも踏まえ、本市では経常収支比率の改善に向けて、財源確保や既存事業の見直しに取り組んでいます。



図：経常収支比率、実質公債費比率の推移

※1 毎年経常的に支出される経費のために、市税や地方交付税などの「経常一般財源」と呼ばれる経常的な収入がどれだけ充てられたかを示す比率。この比率が高いほど自由に使える資金が少なく、臨時的な財政需要に対応できないため、財政が硬直化していることになる。一般的に70~80%が適正水準とされるが、全国平均は90%程度で推移している。

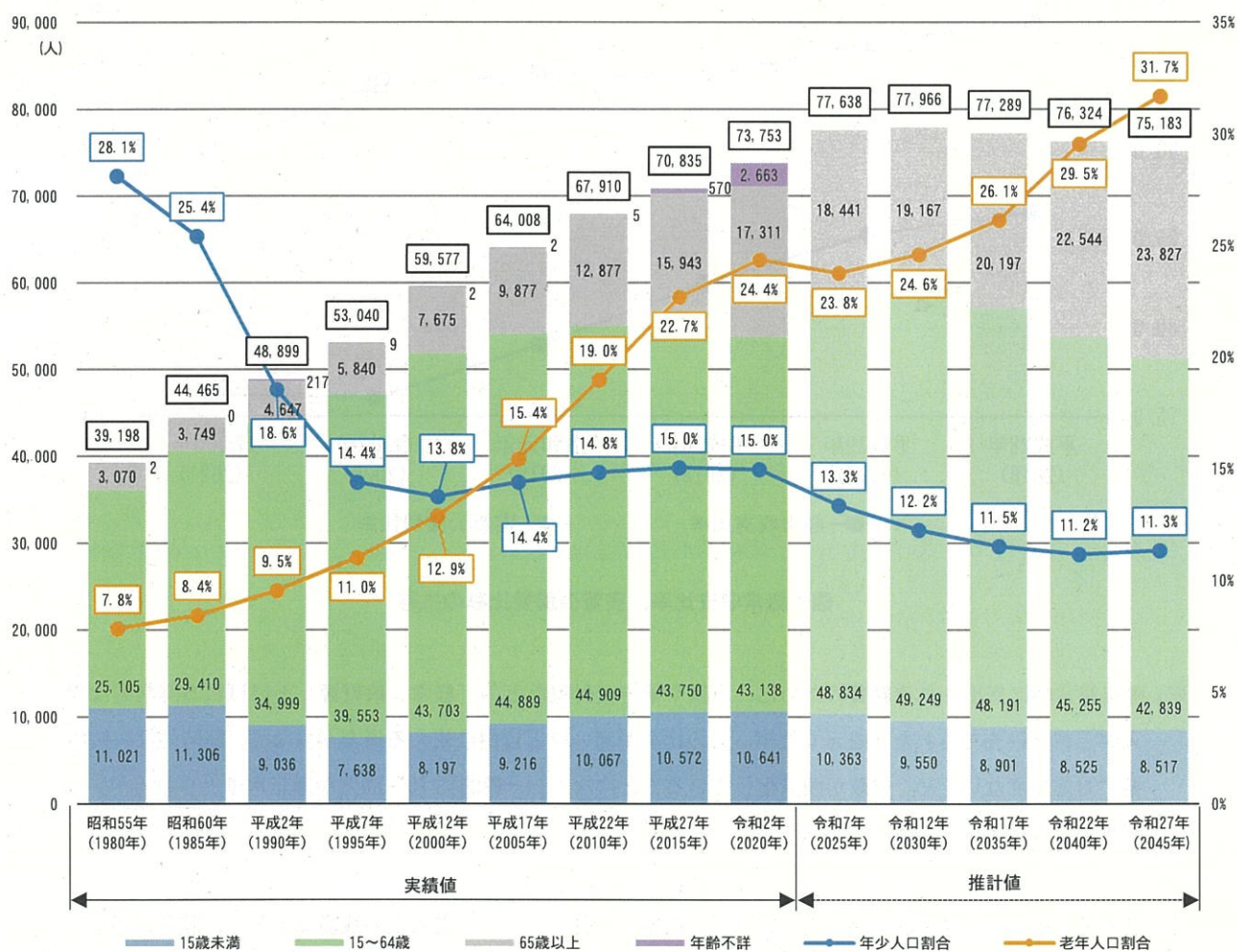
※2 借入金（地方債）等の返済額の大きさを図る指標で、将来負担する借入金の残高などから、貯金（基金）や見込まれる収入を除いた額が、標準的な収入に対して、どれくらいの割合であるかを示した数値。18%以上では地方債を発行する際に知事の許可が必要となり、25%以上では一般事業等の起債が制限される。

2.3 将来人口と児童数の推移

2.3.1 将来人口

本市の人口は、国勢調査（総務省統計局）によると令和2（2020）年において73,753人となっています。また、京田辺市将来人口推計（平成30年度推計）によると、人口は令和12（2030）年をピークに減少へと向かうことが予想されています。

一方、年少人口割合は右肩下がり、老年人口割合は右肩上がりとなっており、少子高齢化の進行が予想されます。



図：人口の推移

出典：総務省統計局「国勢調査」（実績値）

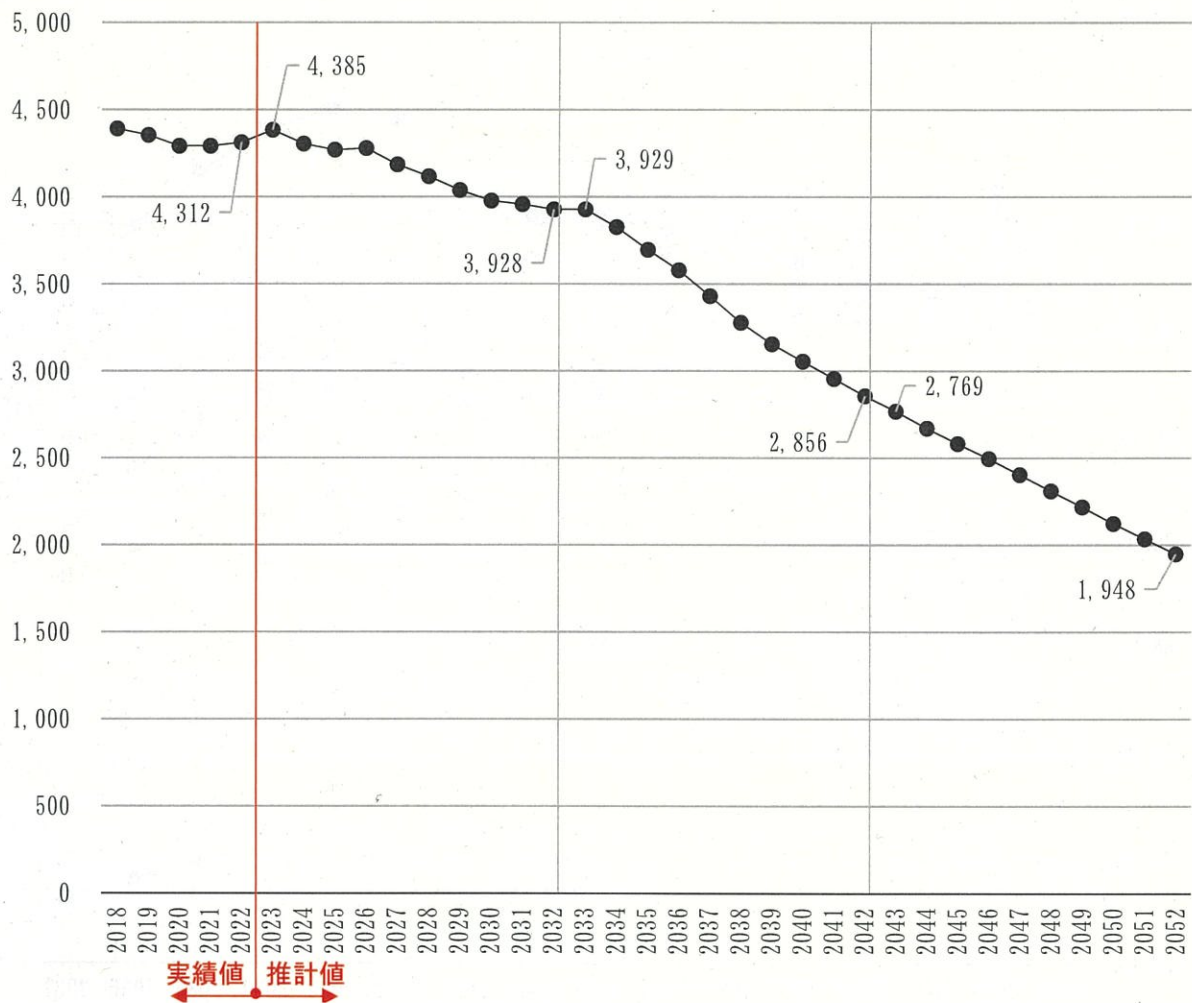
京田辺市「京田辺市将来人口推計（平成30（2018）年度推計）」（推計値）

※平成9（1997）年3月31日以前は田辺町

2.3.2 児童数

(1) 児童数の推計結果

京田辺市の公立小学校へ通う児童数の将来推計は、下図のとおりです。令和 5（2023）年度に最大 4,385 人となり、以降は減少傾向となります。



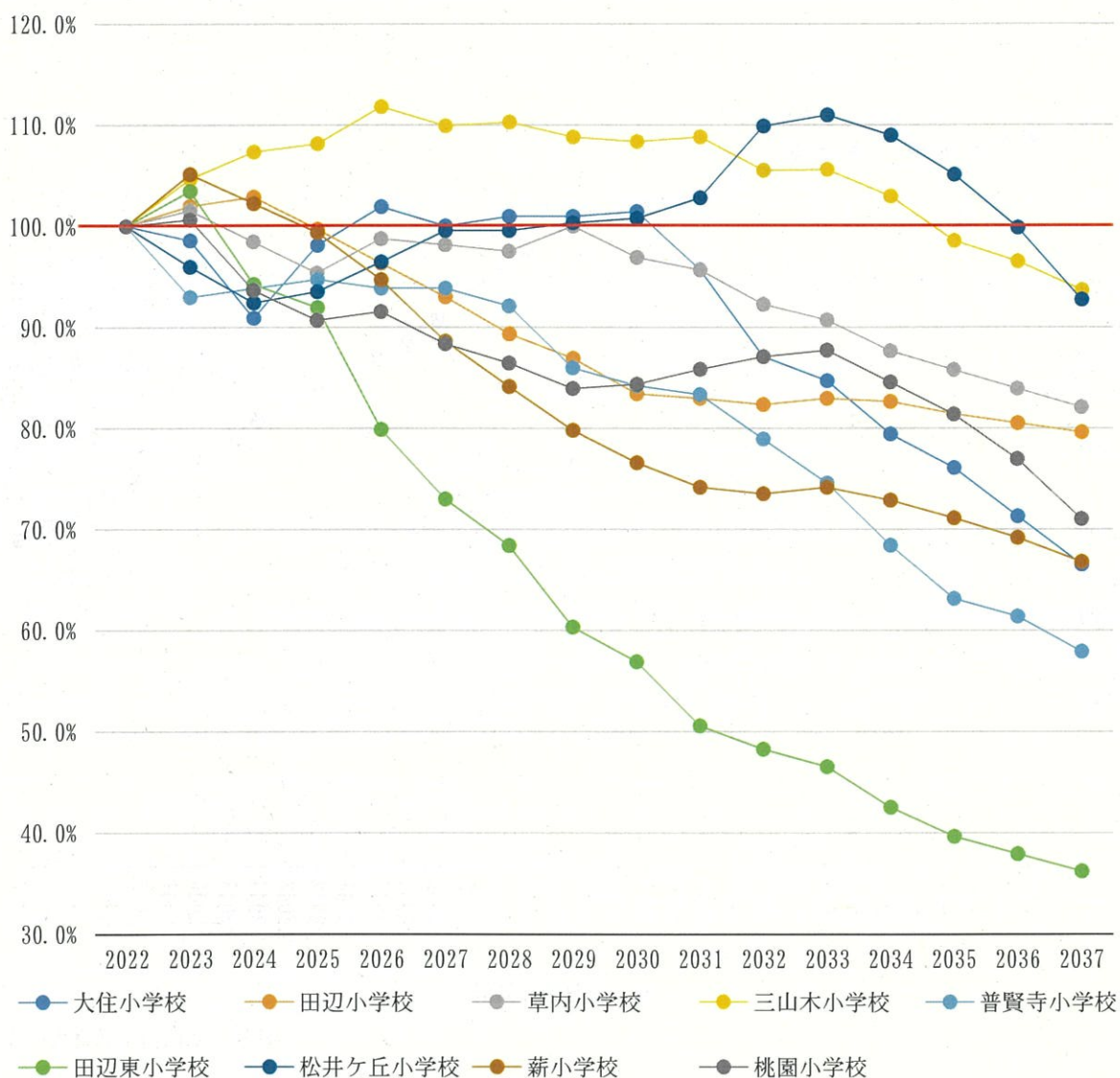
図：児童数の推計

資料：京田辺市教育委員会

(2) 令和 4 (2022) 年と比較した学校別変化率

児童数の推移について、令和 4 (2022) 年と比較した学校別の変化率を下図に示します。

令和 5 (2023) 年・令和 6 (2024) 年を除く期間中に、児童数が横ばい又は増加する小学校は、大住小学校、三山木小学校、松井ヶ丘小学校の 3 校となっています。しかし、令和 18 (2036) 年以降は全ての小学校の変化率が 100%以下となります。



図：学校別児童数の変化率

2.4 先行事例と近年の取組

2.4.1 先行事例等の概要

本項目では、小学校プールのあり方検討にあたり、他都市において実施されている学校プール授業に関する取り組みを整理します。

(1) 京都府下の状況

京都府下における小学校のプール授業状況を「従来型」「市営プール活用」「民間活用」に分類して下表のとおり整理します。

表：京都府下の状況

市町村	参考値		プール授業の状況			備考
	人口 2021. 10. 1	小学校数 2021. 5. 1	従来 型	市営 活用	民間 活用	
京都市	1,453,956	168	○			
福知山市	76,761	14	○	○		
舞鶴市	79,020	18	○			
綾部市	31,456	10	○		○	
宇治市	178,292	22	○			
宮津市	16,357	6	○		○	
亀岡市	85,841	17	○	※		コロナ禍対応
城陽市	74,098	10	○		※	中学校にて民間活用を試行
向日市	56,593	7	○			
長岡京市	80,776	10	○			
八幡市	69,977	8	○			
京田辺市	73,946	9	-	-	-	
京丹後市	50,068	17	○			
南丹市	31,321	7	○			
木津川市	78,743	14	○		○※	過大規模校における対策
乙訓郡 大山崎町	16,054	2	○			
久世郡 久御山町	15,037	3	○			
綴喜郡	井手町	7,291	3	○		
	宇治田原町	8,765	2	○	※	中学校では町営プールを使用
相楽郡	笠置町	1,093	1	○		
	和束町	3,405	1	○		
	精華町	36,019	5	○		
	南山城村	2,343	1	○		
船井郡 京丹波町	12,595	5	○			
与謝郡	伊根町	1,876	2		○	
	与謝野町	19,675	6	○		

※令和5(2023)年10月時点のウェブサイト等の情報をもとに作成。現状と相違する可能性があります。

(2) 先行事例の概要

全国的な先行事例を以下のとおり整理します。

表：先行事例の概要

No.	市町村名	資料名	記載概要
1	茨城県 下妻市	学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集	【学校プールの共同利用】 稼働率を用いて学校の利用状況を見える化し、必要プールを決定。11校で保有していたプールを5か所へと集約する方針とした。
2	愛知県 常滑市	同上	【公営プールの活用】 小学校プールは全廃し、既設の市営温水プールまたは中学校プールに集約した事例。中学校プールは計画的に改修し維持存続している。
3	佐賀県 伊万里市	同上	【民営プールの活用】 施設（民間プール活用）、指導（水泳専門員の指導）、移動（バス送迎）の面で民間プールを活用。
4	石川県 志賀町	同上	【民営（公設）プールの活用】 学業日及び夏季休業中の利用を民営プールの通常利用料金を適用して実施した事例。
5	神奈川県 海老名市	学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書	【市内屋内温水プールへの移行・廃止後のプールを活用】 小中学校19校のプールを廃止し、市内屋内温水プール4施設で授業実施。廃止後の学校プールは、公設民営（地元自治会）の釣り堀（有料）、防災備蓄倉庫などに活用。
6	千葉県 佐倉市	佐倉市学校プール・市民プール再編に向けた調査業務委託報告書	【民間スイミングスクールの活用】 先行実施していた民間スイミングスクールの実施を踏まえ、再編に向けた検討を実施している。
7	大阪府 枚方市	令和4年度の小学校水泳授業における民活事業に係る効果検証	【民間活用試行結果の効果検証】 民間プールの活用事業に関する効果検証を行っている事例。

(3) 民営プール活用におけるメリット・デメリット

事例収集の中で確認した民営プール活用におけるメリット・デメリットを以下のとおり整理します。

表：民営プール活用におけるメリット

分類	内容	出典
施設環境	安全管理がしやすい	①
	学習環境（衛生面含む）がよい	①
	事故や緊急時の設備が充実しており、安全性が担保されている	③
学習環境	専門的な知識・指導スキルの高いインストラクターの指導を受けられる	①③④
	泳力別の細やかな指導が可能	①
	生徒達のモチベーションが上がる	①
	生徒達の主体的な学びにつながる	①
計画的な授業実施	オールシーズン実施可能	①③④
	天候に左右されない	①③④
コスト	学校プールの維持管理にかかる財政的な負担が軽減できる	③④
	学校プールの衛生管理にかかる教職員の事務及び人的負担が軽減できる	③④
その他	プール設置場所の跡地を有効に活用することができる	③④
	教員の水泳指導のスキルアップの機会となる	③

出典記載

- ① 浜上洋平（大阪体育大学）「水泳授業の民間委託の現状と課題-インタビュー調査による事例的検討-」
- ② 枚方市「令和4年度の小学校水泳授業における民活事業に係る効果検証」
- ③ 上尾市「上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方検討報告書」
- ④ 藤沢市「学校プール集約化に関する方針（案）」

表：民営プール活用におけるデメリット

分類	内容	出典
学校施設間の移動	学校とスイミングスクールの距離・移動時間	①③④
	民間スイミングスクールまでの移動時の安全確保が必要となる	③
	移動時間の定時性が低い（前後の授業、休み時間給食時間の調整が必要）	②
	バス送迎の手配	①④
	地域間の不公平さ（スイミングスクールが近くにない地域も少なくない）	①
授業環境	民間プール事業者との協議、調整が不可欠	④
	時間割編成に調整が必要となる	③
	評価方法	①
	学習指導要領に則った指導内容の精査	①
	途中参加や遅刻してきた生徒に対する対応	①
	一部の学校のみ民間プール事業者の水泳指導を受ける場合、公平性を欠く可能性がある	④
コスト	コスト検証が必要	①
	民間プール事業者に対する費用負担が必要	④
その他	学校プール廃止後は、授業外の活動（開放事業等）ができない	④
	学校プールを解体した場合、プール水の二次利用（消火用、防災用）ができなくなるため、代替措置の検討が必要	④
	民間プール事業者の経営や運営状況によっては中止や撤退の可能性がある	④

出典記載

- ① 浜上洋平（大阪体育大学）「水泳授業の民間委託の現状と課題-インタビュー調査による事例的検討-」
- ② 枚方市「令和4年度の小学校水泳授業における民活事業に係る効果検証」
- ③ 上尾市「上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方検討報告書」
- ④ 藤沢市「学校プール集約化に関する方針（案）」

2.4.2 民間施設を活用した水泳授業の試行

(1) 試行概要

本市では、京田辺市学校施設長寿命化計画を踏まえ、令和4（2022）年度から民間プールを活用した水泳授業（水泳指導業務委託）を試行しています。

下表に現在実施中の水泳授業の概要を示します。

表：実施概要

年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
実施対象の学校及び学年	田辺小学校（2・5年生）	①田辺小学校（1～6年生） ①草内小学校（3・4年生） ①田辺東小学校（3・4年生） ①薪小学校（2・5年生） ②松井ヶ丘小学校（3・4年生） ②大住小学校（3・4年生）
利用施設	KSC タナベスポーツアカデミー	①KSC タナベスポーツアカデミー ②コ・ス・パ 松井山手 24 ③田辺公園プール※
実施時期	令和4（2022）年6月～7月	令和5（2023）年6月～7月
実施時間	各学年10単位時間	各学年10単位時間
入水時間	約45分	約60分
指導内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を泳力別にグループ分けをして指導 ・各グループに受注者がインストラクターを配置して指導 ・教員は全体の進行・安全管理を実施 	
更衣	・普段着で施設に移動し、施設の更衣室を利用して現地で水着に着替える。	
移動方法	・バス移動（別途委託）	
その他		※田辺小学校6年生を対象に着衣泳を実施

【授業実施風景】



入場風景（雨天）



入場風景（靴箱周辺）



到着後、体育館で練習の説明



温水シャワー



水慣れ練習（小プール）



見本を見せながら説明



授業風景（壁キック練習）



授業風景（泳力別）

写真：令和4（2022）年度田辺小学校2年生・5年生水泳指導記録

(2) 水泳授業の標準的なタイムスケジュール

水泳授業の標準的なタイムスケジュールは以下のとおりです。

表：水泳授業の標準的なタイムスケジュール

令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
(田辺小学校)		(松井ヶ丘小学校・大住小学校)	
8時30分	水泳授業 学校集合・出発(8:30)	松井ヶ丘小 3年	松井ヶ丘小 4年
40分	プール到着		大住小 3・4年
50分	体育館集合 更衣→シャワー→移動	9時0分	学校出発(8:55) プール到着(9:05)
9時0分	指導開始	10分	身仕度(10分)
10分	9:05	20分	指導開始(9:15)
20分		30分	(60分)
30分		40分	
40分		50分	
50分	9:50	10時0分	指導終了(10:15)
10時0分	シャワー→更衣室 更衣→シャワー→移動	10分	身仕度(20分)
10分	体育館集合 プール出発→学校へバス移動	20分	学校出発(10:25) プール到着(10:35)
20分	移動	30分	プール出発(10:35) 学校到着(10:45)
30分	2年生 到着→教室へ 5年生 乗車 学校出発	40分	身仕度(10分)
40分	移動 到着	50分	指導開始(10:45)
50分	体育館集合 更衣→シャワー→移動	11時0分	(60分)
11時0分	指導開始	10分	指導終了(11:45)
10分	10:55	20分	身仕度(20分)
20分		30分	プール出発(12:05) 学校到着(12:15)
30分		40分	
40分	11:40	50分	
50分	シャワー→更衣室	12時0分	
12時0分	体育館集合 プール出発→学校へバス移動	10分	
10分	移動	20分	
20分	到着→教室へ	30分	
		13時10分	学校出発(13:10)
		20分	プール到着
		30分	身仕度(20分)
		40分	指導開始
		50分	(55分)
		14時0分	指導終了
		10分	
		20分	
		30分	
		40分	
		50分	身仕度(20分)
		15時0分	プール出発(15:05)
		10分	
		20分	学校到着(15:25)
		30分	

(3) 水泳指導の役割分担

水泳指導における民間事業者と教員の役割分担は、以下のとおりです。

表：水泳指導の役割分担

役割	詳細
民間事業者	・学習指導要領の内容を基本とし、学校との打ち合わせで決定した指導計画に沿ってインストラクターが指導を実施
教員	・プールサイドを巡回し、児童の状況の把握、全体の進行・安全管理を行いながら、評価のための記録等を実施 ・特に配慮や指導が必要な児童への対応や、見学者の付き添い等を実施

(4) 学校からプール施設までの移動

学校からプール施設までの移動状況は以下のとおりです。

- ・引率は、学級担任（2～3名）と補助の教員（1～2名）で行い、施設到着後は、各施設のスタッフも誘導に加わる。
- ・教員は適宜、点呼等により人数確認を行うことで移動中の安全を確保している。
- ・バスの利用においては、バスの借り上げ及び運行管理を業務委託している。

(5) 民間委託のための経費

民間委託のための経費は、下表のとおりであり、1人・1回あたり1,900円～2,700円程度となっています。

表：民間委託のための経費

区分	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
(1) 委託料	1,500,000	14,730,000 ^{※2}
(2) バス送迎費	491,722	3,213,000
(3) 指導児童数	206	1,346
(4) 指導回数	5	5
1人・1回あたり経費 ^{※1}	1,934	2,666

(円・税抜)

※1 計算式 $((1) + (2)) / ((3) * (4))$ 結果は小数点以下繰上げ。

※2 田辺公園プールにおける着衣泳金額を含む。

2.4.3 試行に関するアンケート調査

(1) 調査概要

令和 5（2023）年度の民間プールを活用した水泳授業について、児童、保護者、教員を対象としたアンケート調査の結果を取りまとめました。

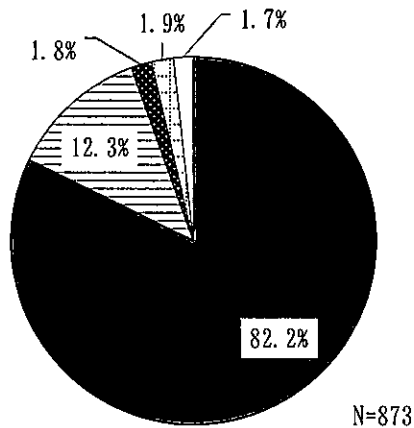
表：各調査の回答者数

学校	試行学年	有効回答者数		
		児童対象調査	保護者対象調査	教職員対象調査
大住小学校	3・4 学年	60	50	2
田辺小学校	全学年	363	258	7
草内小学校	3・4 学年	43	56	2
田辺東小学校	3・4 学年	50	28	3
松井ヶ丘小学校	3・4 学年	184	157	2
薪小学校	2・5 学年	173	145	2
合 計		873	694	18

(2) 児童対象アンケートの結果

Q1. 今回のスイミングスクールでの水泳の授業は、楽しかったですか。

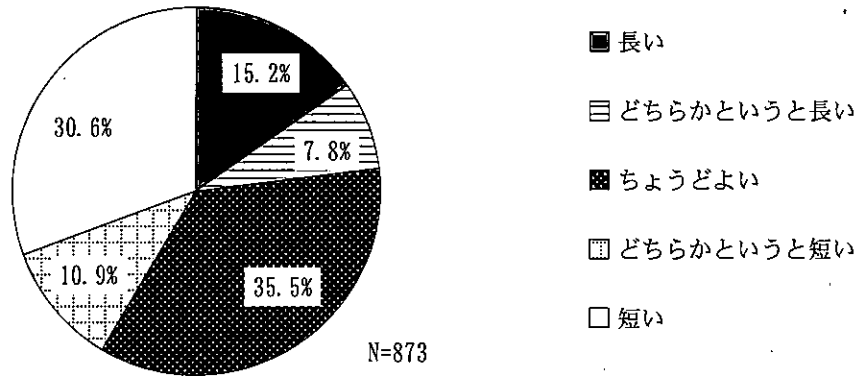
- ・「楽しかった」の回答が最も多く、82.2%となっています。
- ・「楽しかった」、「どちらかという楽しかった」を合わせると、94.5%の回答者がスイミングスクールでの授業を楽しかったと感じています。



- 楽しかった
- どちらかという楽しかった
- どちらかという楽しなかった
- 楽しなかった
- どちらでもない

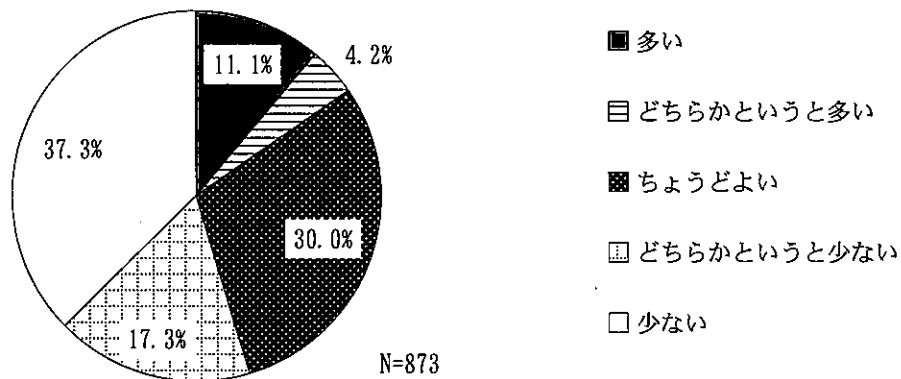
Q2. 1回あたりの授業時間は、長いと感じましたか。短いと感じましたか。

- ・「ちょうどよい」の回答が最も多く、35.5%となっています。
- ・次いで「短い」の回答が30.6%となっており、「どちらかという短い」と合わせると41.5%の回答者が授業時間は短いと感じています。



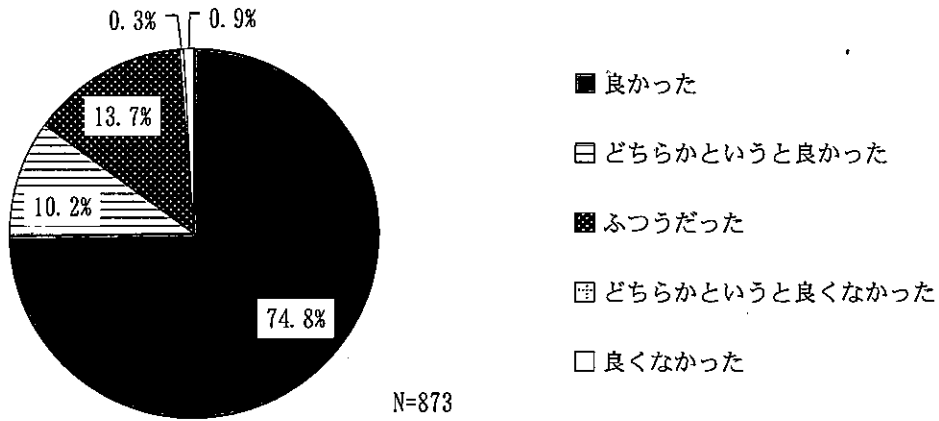
Q3. 今年の水泳授業の回数（5回）は、多いと感じましたか。少ないと感じましたか。

- ・「少ない」の回答が最も多く、37.3%となっています。
- ・次いで「ちょうどよい」の回答が30.0%となっています。
- ・「少ない」、「どちらかという少ない」を合わせると54.6%の回答者が授業回数は少ないと感じています。



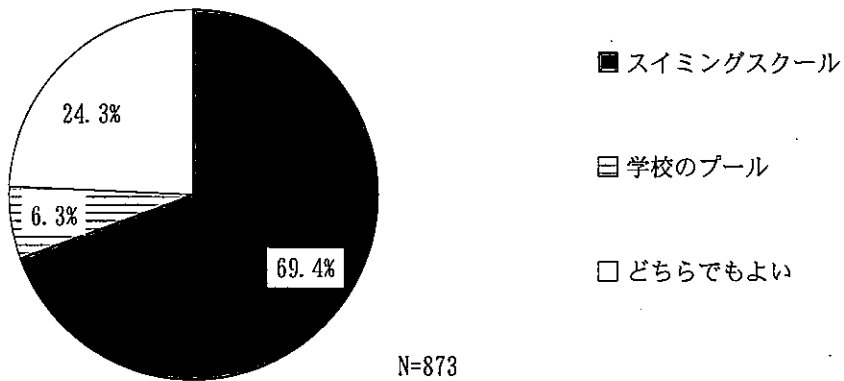
Q4. スイミングスクールの人に水泳を教えてもらって、どのように思いましたか。

- ・「良かった」の回答が最も多く、74.8%となっています。
- ・「良かった」、「どちらかという良かった」を合わせると85.0%の回答者がインストラクターの指導を良かったと感じています。



Q5. プールの授業は「スイミングスクール」と「学校のプール」を比べて、どちらが良いと思いますか。

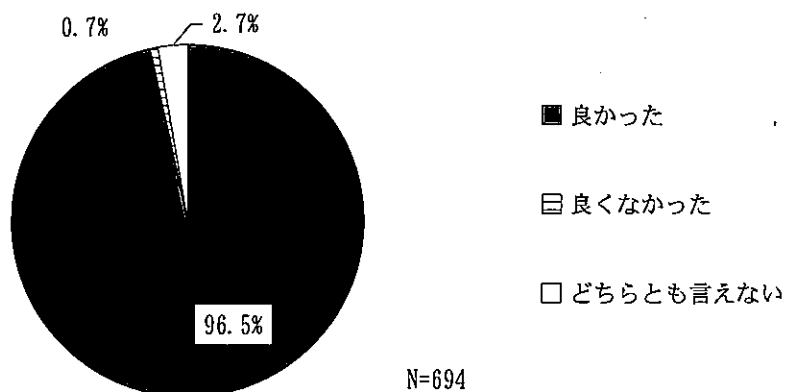
- ・「スイミングスクール」の回答が最も多く、69.4%となっています。
- ・次いで「どちらでもよい」が24.3%となっています。



(3) 保護者対象アンケートの結果

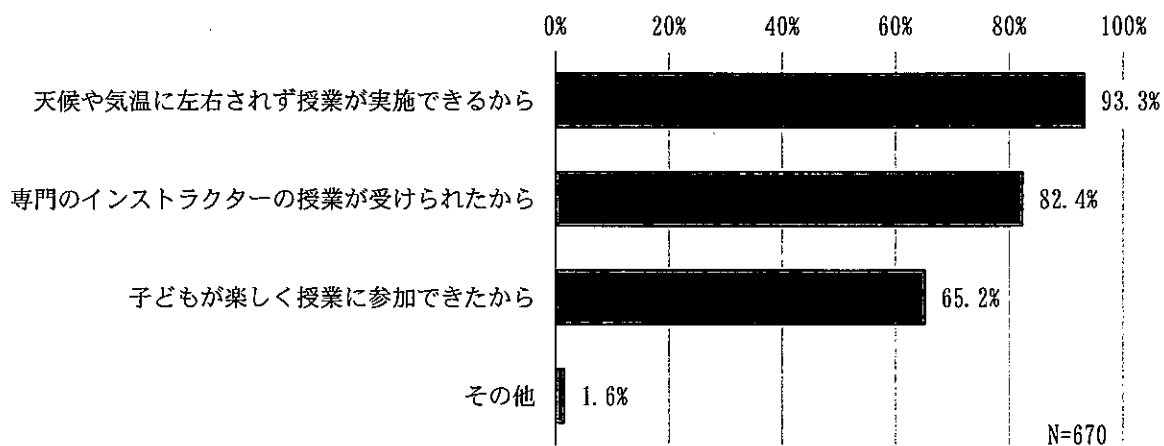
Q1. 屋内の民間プール施設を利用した水泳授業について、どう思いますか。

・「良かった」の回答が最も多く、96.5%となっています。



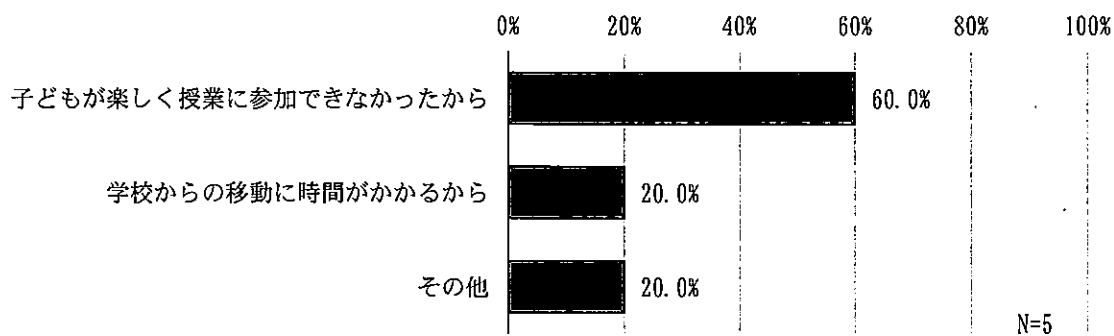
Q2-1. Q1で「良かった」を選んだ理由は何ですか。(複数回答可)

・「天候や気温に左右されず授業が実施できるから」の回答が最も多く、93.3%となっています。



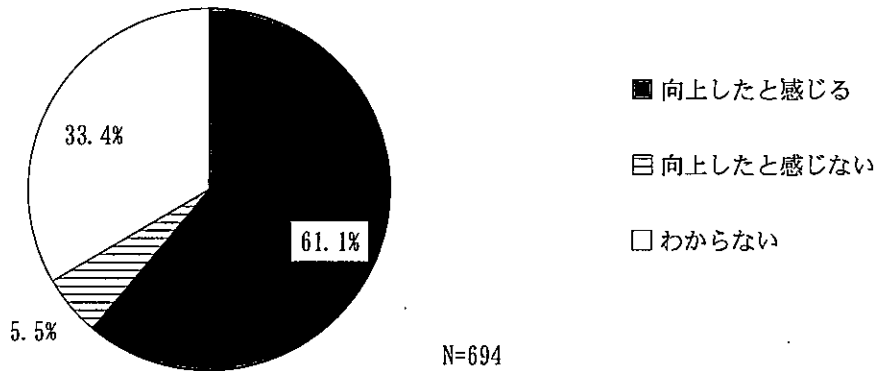
Q2-2. Q1で「良くなかった」を選んだ理由は何ですか。(複数回答可)

・「子どもが楽しく授業に参加できなかったから」の回答が最も多く、60.0%となっています。



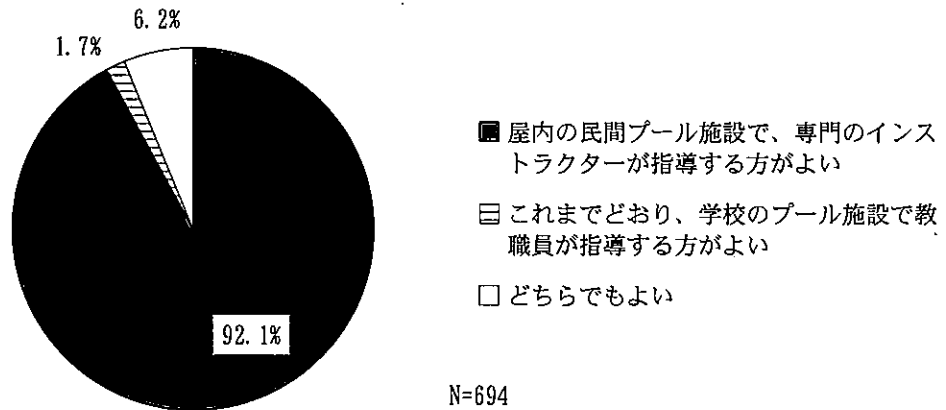
Q3. お子様の泳力が向上した、又は、お子様自身が向上したと感じていますか。

- ・「向上したと感じる」の回答が最も多く、61.1%となっています。
- ・次いで「わからない」が33.4%となっています。



Q4. 来年度以降の水泳授業について、屋内の民間プール施設と学校のプール、どちらが良いと思いますか。

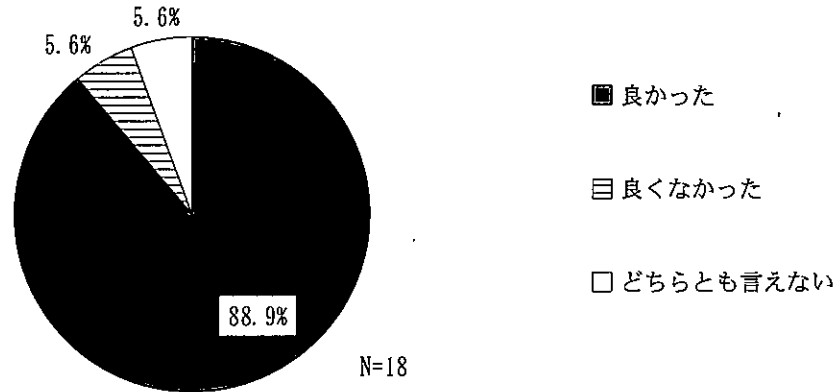
- ・「屋内の民間プール施設で、専門のインストラクターが指導する方がよい」の回答が最も多く、92.1%となっています。



(4) 教員対象アンケートの結果

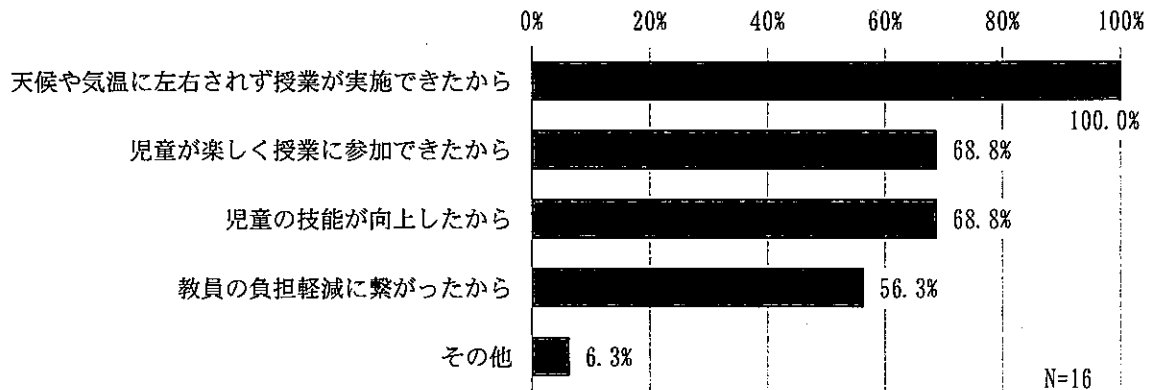
Q1. 民間プール施設を利用した水泳授業について、どう思いますか。

・「良かった」の回答が最も多く、88.9%となっています。



Q2-1. Q1で「良かった」を選んだ理由は何ですか。(複数回答可)

・「天候や気温に左右されず授業が実施できるから」の回答が最も多く、100%となっています。



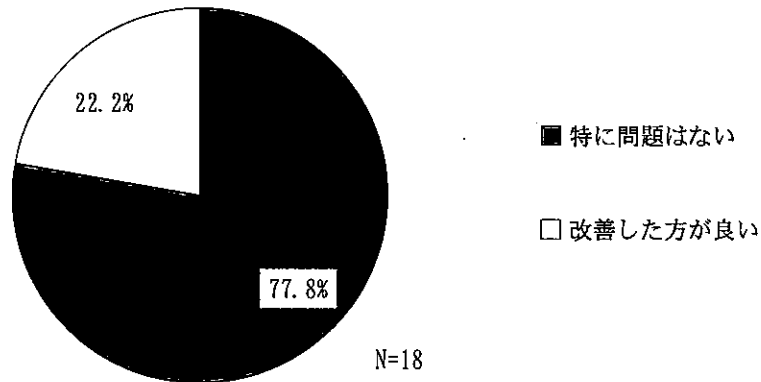
Q2-2. Q1で「良くなかった」を選んだ理由は何ですか。(複数回答可)

・Q1において、「良くなかった」を選んだ回答者は1名であり、その理由として「児童が楽しく授業に参加できなかったから」「児童の技能が向上しなかったから」「教員の負担軽減に繋がらなかったから」が挙げられました。

・回答の理由として、「移動を含めて2時間目の授業が大幅に削減されるから」との意見がありました。

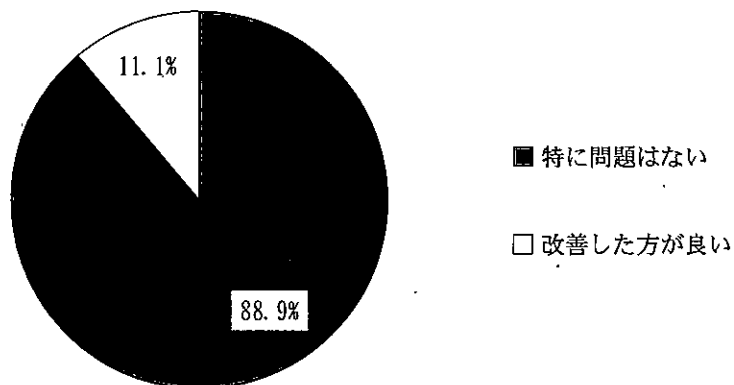
Q3. バス移動についてはどうでしたか。

- ・「特に問題はない」の回答が最も多く、77.8%となっています。
- ・改善点として「道の事前確認（間違いがあった）」、「出発時刻の変更（朝が早く準備に十分な時間が無い）」、「到着時刻の徹底（次の授業に影響が出た）」に関する意見が挙げられました。



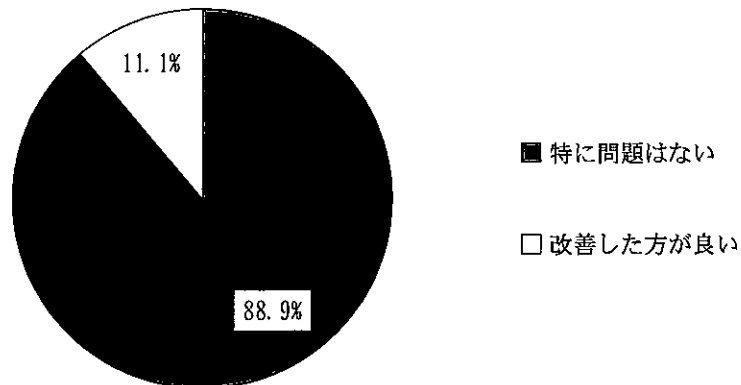
Q4. 民間プール施設の設備についてはどうでしたか。

- ・「特に問題はない」の回答が最も多く、88.9%となっています。
- ・改善点として、「施設利用方法の統一（担当者によって靴の置き方・忘れ物対応などに差がある）」、「衣類置き場（スペースが足りない）」に関する意見が挙げられました。



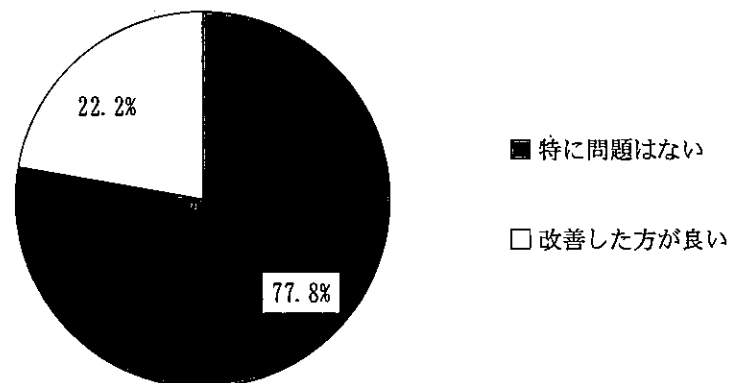
Q5. 授業回数についてはどうでしたか。

- ・「特に問題はない」の回答が最も多く、88.9%となっています。
- ・改善点として、「検定の実施タイミング（8コマ目ではなく、10コマ目に実施）」、「着衣泳を含めて10コマとしても良いのでは（試行において着衣泳は11・12コマ目に実施）」といった意見が挙げられました。



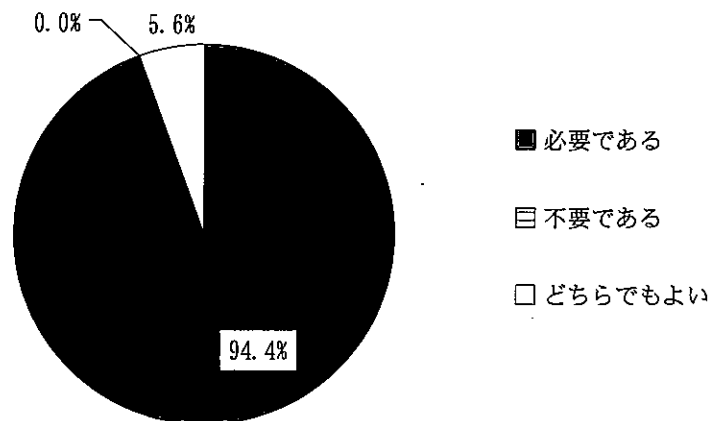
Q6. 授業のタイムスケジュール（移動・着替え・指導時間）についてはどうでしたか。

- ・「特に問題はない」の回答が最も多く、77.8%となっています。
- ・改善点として、「着替え、バス移動時間の確保」「児童の休憩時間確保」に関する意見が挙げられました。



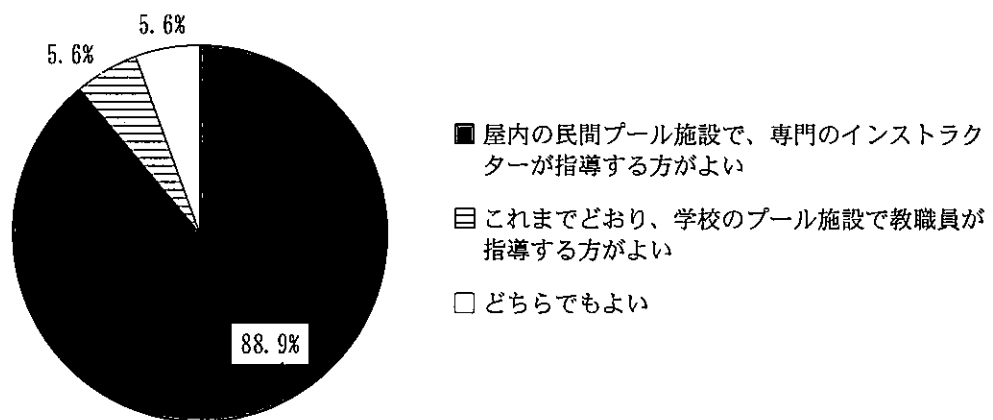
Q7. 民間プール施設で授業を行う場合、今回のように専門のインストラクターによる水泳指導が必要ですか。

- ・「必要である」の回答が最も多く、94.4%となっています。
- ・理由として、専門的な指導（児童の技能に応じた泳力別の指導等）によって「児童の泳力が向上する」ことや、充実した体制により「監視体制が強化」されるとの意見が挙げられました。



Q8. 来年度以降の水泳事業について、屋内の民間プール施設と学校のプール、どちらが良いと思いますか。

- ・「屋内の民間プール施設で、専門のインストラクターが指導する方がよい」の回答が最も多く、88.9%となっています。
- ・「屋内の民間プール施設で、専門のインストラクターが指導する方がよい」を選択した理由として、Q7と同様の「児童の泳力向上」や「監視体制の強化」といった意見のほか、「授業が天候に左右されない」、「充実した設備」、「教職員の負担軽減」に関する意見が挙げられました。
- ・「これまでどおり、学校のプール施設で教職員が指導する方がよい」を選択した理由として、「指導方針を共有できる」との意見が挙げられました。



(5) アンケート結果に関するまとめと考察

【授業の満足度について】

児童対象アンケートでは、授業が「楽しかった」と答えた割合は82.2%となっています。また、「スイミングスクール」と「学校のプール」のどちらが良いかという質問に対しては、「スイミングスクール」を選択した割合が69.4%、「学校のプール」においては6.3%となっています。

以上のように、授業が楽しいやスイミングスクールが良いとする回答の割合が高いことから、児童の満足度が高いと判断できます。

【インストラクターの指導について】

児童対象アンケートでは、インストラクター（スイミングスクールの指導員）に水泳を教えてもらうことに対して「良かった」「どちらかという良かった」と答えた割合の合計は85.0%となっています。

また教員対象アンケートにおいては、「児童が楽しんで授業に参加できていた」「児童の技能に応じた適切な指導をしてもらえた」などの感想が挙げられました。

一方、教員対象アンケートにおいて、授業の進行などに関して今後の改善点に関する意見があったほか、インストラクターとの打ち合わせを事前にできると良いとの意見がありました。

【保護者の意見について】

保護者対象アンケートでは、屋内の民間プール施設を利用した水泳授業について、「良かった」と答えた割合は96.5%となっています。また、来年度以降の水泳授業について、「屋内の民間プール施設で、専門のインストラクターが指導する方がよい」と答えた割合は92.1%となっています。

以上のように、保護者においても児童の満足度と同様の結果が得られました。

【教員の意見について】

教員対象アンケートでは、民間プール施設を利用した水泳授業について「良かった」と答えた割合は88.9%となっています。また、来年度以降の水泳授業について「屋内の民間プール施設で、専門のインストラクターが指導する方がよい」と答えた割合は88.9%で同数となっています。

民間プール施設を利用した水泳授業が「良かった」と回答した理由として、全ての回答者が「天候や気温に左右されず授業ができたから」を挙げています。また、自由意見においては、専門的な指導（児童の技能に応じた指導）によって「児童の泳力が向上すること」、「監視体制の強化」、「授業が天候に左右されない」、「充実した設備」、「教職員の負担軽減」に関する意見が挙げられました。

一方で「学校到着時刻が遅れて次の授業に影響が出た」、「検定のタイミングは10コマ目で良いのではないかなど、授業のタイムスケジュールや進行に関する今後の改善点について、民間事業者側との調整を要する意見が挙げられました。

以上のように、教員においては指導環境が整った民間プール施設を利用した水泳授業について、様々な点で質的向上や環境改善が見込めるとの意見が挙げられました。

【まとめと考察】

令和 5（2023）年度の民間施設を活用した水泳授業の試行では、児童・保護者・教員の多くから好評が得られました。これは、民間プール施設の環境として、充実した設備の中で天候や気温に左右されずに授業が実施できること、さらに、泳力別の指導やインストラクターの支援が児童の泳力向上に寄与することが主な要因と考えられます。

一方で、授業の進行や時間割については、改善の余地があります。また、授業手法や評価については、教育目標を達成するための授業であることを念頭に置き、教員が主導してインストラクターが補助するという役割分担が重要です。このため、事前に十分な打ち合わせを行い、授業内容の調整をしていくことが必要です。

2.5 小学校プールの課題

2.5.1 プール施設及びプール授業のあるべき姿

(1) 水泳授業の意義と現状からの考察

水泳授業は「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」の学習に大きく関係しており、小学校のプールは水泳授業を行う場としての役割を担っています。

一方で、水泳授業の現状として、プールが屋外にあり、天候や気温の影響を受けて計画的な授業の実施が難しいという問題があります。また、安全面で見れば、熱中症への注意、水泳運動系の事故・リスクへの対応、外部から見られない配慮なども必要です。

以上を整理すると児童の「教育環境」と「安全性」が重要な視点となります。

(2) 施設の維持管理面からの考察

小学校のプールは、その多くが建築後40年を超えて老朽化が進んでいます。今後、施設の更新を行う必要があり、多大な費用を要することが予想されます。一方で、プールの維持管理が教職員の負担となっています。

このようなコスト・負担に対して「持続性」のある授業や施設のあり方が重要な視点となります。

2.5.2 あるべき姿とのギャップ（問題点）と掘り下げ（要因）

前項で整理したあるべき姿の視点をもとに、現状のギャップ（問題点）とその掘り下げ（要因）を下表のとおり整理します。

表：あるべき姿とのギャップ（問題点）と掘り下げ（要因）

視点	ギャップ（問題点）	掘り下げ（要因）
教育環境	計画的に授業ができない (十分な水泳運動能力等が獲得できない)	天候（雨・猛暑）、水温、感染症
安全性	プールサイドの段差、ヒビ	施設の老朽化
	屋外施設のリスク	熱中症、見られない配慮
持続性	低使用率の施設	活用方法が無い、屋外施設
	教職員の多忙化	維持管理の教職員負担
	改築等に多額の費用を要する	施設の老朽化、一斉に訪れる改築時期

2.5.3 課題の設定

問題点や要因を踏まえ、対策をすべき内容を以下のとおり課題として設定します。

- ・教育環境の改善
- ・教職員負担の軽減
- ・安全性の向上
- ・コスト負担の縮減

3 あり方検討に向けた基本的な考え方

3.1 課題解決のための方針

課題解決の方針として、施設の現状や課題、学校プールが水泳授業を行う場としての役割を担っていることに鑑みて、以下の視点で検討します。

- ・より教育環境が向上されること
- ・より教職員負担が軽減されること
- ・より安全性が向上されること
- ・よりコスト負担が縮減されること

なお、検討にあたっては、対策手法となる検討ケースを複数定め、コストに関する定量的な評価に加えて定性的な評価を行い、総合的な観点で今後の小学校プールのあり方を定めます。

3.2 対策の手法と検討ケースの設定

先行事例の収集結果をもとに以下の検討ケースを設定します。

表：検討ケース

分類	検討ケース	ケース No.
学校施設使用	現状維持	ケース 1
	共有屋内プールの整備	ケース 2
民間プール活用	民間プール活用（施設使用＋指導支援）	ケース 3

3.3 評価指標の設定

課題解決のための方針を具体化し、以下のとおり評価指標として設定します。

表：評価指標

分類	評価指標	評価区分
教育環境	水泳授業の質	定性
	計画通りの授業実施	定性
安全性	水泳授業における事故リスク	定性
	外部から見られない配慮	定性
	熱中症への注意	定性
教職員負担	維持管理における教職員負担	定性
	授業実施における教職員負担	定性
コスト負担	単年度あたりの事業費	定量
	今後 30 年間の総費用	定量

4 ケース別検討

4.1 定量評価の算出

4.1.1 前提条件の整理

各ケースで想定する数量等は以下を標準とします。

表：定量評価の前提条件

項目	内容・標準	特記・条件
授業回数	10 コマ	民間・公営プール活用の場合、1回2コマとし、5回(10コマ)実施を想定
児童数	今後の児童数の推計結果のうち、最大値を定数として設定	4,385人
改修サイクル	15年経過-改修 30年経過-更新	学校プールを維持する場合の改修サイクル
整備単価1 (ケース1)	改修：3千万円 更新：2.3億円	他市町村事例をもとに設定
整備単価2 (ケース2)	屋内プール整備：7億円 改修：2.25億円	他市町村事例をもとに設定。整備にあたっては交付金の使用を想定した実質費用(9億-2億円)。改修費は施設整備費の25%と仮定。
維持管理単価1 (ケース1)	1校あたり110万円/年	過去の実績をもとに設定。修繕費・水質検査費、消耗品費、水道・電気代の合計
維持管理単価2 (ケース2)	維持管理費：2千万円/年 人件費：440万円/年	他市町村事例をもとに維持管理費を設定 人件費は、専属職員(環境衛生技術員)を1名雇用するものとして設定
移動方法	郊外への移動を想定する場合、全てバス移動と仮定	プール共同化、民間・公営プール活用において移動想定が必要
バス移動単価	1児童あたり千円/回	事業者への見積りをもとに設定
民間委託単価	1児童あたり2千円/回	過去の実績をもとに設定
費用比較の手法	①単年度あたり費用の算出(LCC算出) ②今後30年間の総費用	2種類の費用を算出

4.1.2 【ケース1】現状維持

(1) 計算の考え方

【今後30年間の総費用】

- ・全校の事業費を算出します。
- ・小学校プールは30年経過時に更新するものとして計算します。
なお、現在30年以上使用している施設は、順次更新するものとします。

【単年度あたり費用】

- ・改築サイクルである30年間の総費用を算出した上で、単年度に割り戻して計算します。

(2) 費用算出結果

【ケース1】現状維持の費用算出結果は、今後30年間の総費用として約26.4億円、単年度あたりの費用として約8,790万円となります。

表：【ケース1】算出結果

項目	金額(円)	備考
改修費	270,000,000	3千万円×9校
更新費用	2,070,000,000	2.3億円×9校
維持管理費	297,000,000	110万円×30年×9校
合計(30年間の総費用)	2,637,000,000	※千の位を四捨五入
単年度あたり費用	87,900,000	※小計÷30年、千の位を四捨五入

4.1.3 【ケース2】共有屋内プールの整備

(1) 計算の考え方

【今後30年間の総費用】

- ・全校の事業費を算出します。
- ・整備後のプールは屋根付き温水プールとし、いずれかの小学校に1施設の整備を想定します。
- ・プール建設費は他市町村事例を参考に7億円（施設整備費9億円・学校施設環境改善交付金2億円と仮定）、維持管理費を2千万円/年とします。
- ・施設の維持管理にあたり、専属職員として環境衛生技術員を1名雇用するものとします。
- ・児童数は4,385人を定数として想定します。
- ・バス移動人数は8/9割（学校数）とします。（1校は徒歩移動可能と想定）

【単年度あたり費用】

- ・改築サイクルである30年間の総費用を算出した上で、単年度に割り戻して計算します。

(2) 費用算出結果

【ケース2】共有屋内プールの整備の費用算出結果は、今後30年間の総費用として約22.4億円、単年度あたりの費用として約7,472万円となります。

表：【ケース2】算出結果

項目	金額(円)	備考
屋根付き温水プール整備	700,000,000	学校施設環境改善交付金の使用を想定した実質費用
改修費	225,000,000	建築費の25%と想定
維持管理費	600,000,000	2千万円×30年
人件費	132,000,000	440万×30年
バス移動費	584,666,667	千円×5回×4,385人×8/9×30年
合計（30年間の総費用）	2,241,670,000	※千の位を四捨五入
単年度あたり費用	74,720,000	※小計÷30年、千の位を四捨五入

4.1.4 【ケース3】民間プール活用

(1) 計算の考え方

【今後30年間の総費用】

- ・ 全校の事業費を算出します。
- ・ 事業費は年度ごとに変化がないことから、単年度の費用算出を行い、30(年)を掛けて算出します。
- ・ 児童数は4,385人を定数として想定します。

【単年度あたり費用】

- ・ 今後30年間の総費用の考え方と同条件とします。

(2) 費用算出結果

【ケース3】民間プール活用の費用算出結果は、今後30年間の総費用として約19.7億円、単年度あたりの費用として約6,578万円となります。

表：【ケース3】算出結果

項目	金額(円)	備考
民間委託費	43,850,000	2千円×5回×4,385人
バス移動費	21,925,000	千円×5回×4,385人
小計	65,775,000	
合計(30年間の総費用)	1,973,250,000	小計×30年、千の位を四捨五入
単年度あたり費用	65,780,000	※小計の千の位を四捨五入

4.2 定性評価

4.2.1 水泳授業の質

水泳授業の質の観点として、プール及び指導環境の項目から、以下のとおり定性的な評価を行います。

表：水泳授業の質に関する定性評価

ケース No.	内容	評価	
ケース 1	現状維持	○	<ul style="list-style-type: none"> ・教師、児童ともに慣れ親しんでいるため、授業の進行がスムーズである。 ・実質的な入水指導時間は約 50 分/2 コマ
ケース 2	共有屋内プールの整備	○	<ul style="list-style-type: none"> ・プール環境が統一され、一定の質が確保できる。 ・実質的な入水指導時間は約 50 分/2 コマ
ケース 3	民間プール活用	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・プール環境が統一され、一定の質が確保できる。 ・専門的な指導を受けることができる。 ・実質的な入水指導時間は約 60 分/2 コマ

(凡例) ◎：十分な対応が可能 ○：対応が可能 △：課題がある

4.2.2 計画通りの授業実施

計画通りの授業実施の観点として、天候及び授業日調整の項目から、以下のとおり定性的な評価を行います。

表：計画通りの授業実施に関する定性評価

ケース No.	内容	評価	
ケース 1	現状維持	△	<ul style="list-style-type: none"> ・天候に左右される。
ケース 2	共有屋内プールの整備	○	<ul style="list-style-type: none"> ・天候に左右されない。 ・一方で、授業日や授業時間の調整が必要となる。
ケース 3	民間プール活用	○	<ul style="list-style-type: none"> ・天候に左右されない。 ・一方で、授業日や授業時間の調整が必要となる。

(凡例) ◎：十分な対応が可能 ○：対応が可能 △：課題がある

4.2.3 水泳授業における事故リスク

水泳授業における事故リスクの観点として、施設等の環境と監視体制の項目から、以下のとおり定性的な評価を行います。

表：水泳授業における事故リスクに関する定性評価

ケース No.	内容	評価	
ケース 1	現状維持	○	<ul style="list-style-type: none"> 主に教職員が施設を管理しているため、施設・設備等がもとなる事故リスクが十分に低減されない。 限られた教職員による監視体制となる。
ケース 2	共有屋内プールの整備	○	<ul style="list-style-type: none"> 施設に関する専門スタッフを配備した場合は、施設・設備等がもとなる事故リスクが低減される。 限られた教職員による監視体制となる。
ケース 3	民間プール活用	◎	<ul style="list-style-type: none"> 専門スタッフによる管理体制があるため、施設・設備等がもとなる事故リスクが低減される。 監視体制が強化されるため、事故リスクが低減される。

(凡例) ◎：十分な対応が可能 ○：対応が可能 △：課題がある

4.2.4 外部から見られない配慮

児童が外部から見られない配慮の観点として、施設環境と監視体制の項目から、以下のとおり定性的な評価を行います。

表：外部から見られない配慮に関する定性評価

ケース No.	内容	評価	
ケース 1	現状維持	△	<ul style="list-style-type: none"> 屋外施設であるため、外部からの侵入や盗撮などのリスクがある。
ケース 2	共有屋内プールの整備	○	<ul style="list-style-type: none"> 屋内施設であるため、外部からの侵入や盗撮などのリスクが低減される。
ケース 3	民間プール活用	◎	<ul style="list-style-type: none"> 屋内施設であるため、外部からの侵入や盗撮などのリスクが低減される。 監視体制が強化されるため、リスクが低減される。

(凡例) ◎：十分な対応が可能 ○：対応が可能 △：課題がある

4.2.5 熱中症への注意

熱中症への注意の観点として、施設環境と監視体制の項目から、以下のとおり定性的な評価を行います。

表：熱中症への注意に関する定性評価

ケース No.	内容	評価	
ケース 1	現状維持	△	・屋外施設のため、熱中症のリスクがある。
ケース 2	共有屋内プールの整備	○	・屋内プール化することにより、季節や天候による事故リスクが低減される。
ケース 3	民間プール活用	◎	・屋内プール化することにより、季節や天候による事故リスクが低減される。 ・監視体制が強化されるため、事故リスクが低減される。

(凡例) ◎：十分な対応が可能 ○：対応が可能 △：課題がある

4.2.6 維持管理における教職員負担

維持管理における教職員負担の観点として、施設環境の項目から、以下のとおり定性的な評価を行います。

表：維持管理における教職員負担に関する定性評価

ケース No.	内容	評価	
ケース 1	現状維持	△	・教職員による維持管理が必要となる。
ケース 2	共有屋内プールの整備	○	・教職員による維持管理が必要となるが、施設が集約化されるため、総量は低減する。
ケース 3	民間プール活用	◎	・教職員による維持管理が無くなる。 ・施設総量が縮減する。

(凡例) ◎：十分な負担軽減 ○：負担軽減が可能 △：課題がある

4.2.7 授業実施における教職員負担

授業実施における教職員負担の観点として、水泳指導・安全管理等の項目から、以下のとおり定性的な評価を行います。

表：授業実施における教職員負担に関する定性評価

ケース No.	内容	評価	
ケース 1	現状維持	△	・従来通り教職員が水泳指導、安全管理を行うこととなる。
ケース 2	共有屋内プールの整備	△	・従来通り教職員が水泳指導、安全管理を行うこととなる。
ケース 3	民間プール活用	○	・授業当日は安全管理・評価を中心に行うこととなるため、負担が軽減する。

(凡例) ◎：十分な負担軽減 ○：負担軽減が可能 △：課題がある

4.3 その他の検証

4.3.1 近隣プールへの移動時間

(1) 前提条件

- ・各学校から近隣のプール施設までの移動距離（道のり）をもとに移動時間を確認します。
- ・移動時間は、以下2種類の方法を比較し、より時間の要するものを選択します。なお、下表のとおり、移動距離別に交通手段を選択します。

方法1：ウェブサービス（ルート検索結果）の所要時間を適用する。

方法2：移動距離に交通手段別の速度を掛け合わせて移動時間を求める。

表：移動距離に応じた交通手段の基準

移動距離	選択交通手段	速度*	備考
499m以下	徒歩移動	50m/min	時速3km程度とする
500m以上	バス移動	350m/min	時速20km程度とする

※速度は仮定値である。

(2) 移動距離

以下のとおり、学校別の移動距離を整理します。

表：学校別近隣プール施設までの移動距離（バス利用の場合）

学校名	近隣のプール施設	移動距離	備考
大住小学校	民間プール施設A	2,600m	
田辺小学校	民間プール施設B	1,500m	
草内小学校	民間プール施設B	1,000m	
三山木小学校	民間プール施設B	3,600m	
普賢寺小学校	民間プール施設B	6,500m	
田辺東小学校	民間プール施設B	1,800m	
松井ヶ丘小学校	民間プール施設A	1,200m	
薪小学校	民間プール施設B	3,100m	
桃園小学校	民間プール施設A	2,900m	

(3) 必要時間

2種類の方法を比較し、所要時間を整理します。

移動（運転）にかかる所要時間は、全ての学校において、20分以下になることが予想されます。

表：学校別近隣プール施設までの所要時間

学校名	交通手段	移動距離	方法1	方法2	所要時間
大住小学校	バス	2,600m	10分	8分	10分
田辺小学校	"	1,500m	6分	5分	6分
草内小学校	"	1,000m	4分	3分	4分
三山木小学校	"	3,600m	14分	11分	14分
普賢寺小学校	"	6,500m	18分	19分	19分
田辺東小学校	"	1,800m	5分	6分	6分
松井ヶ丘小学校	"	1,200m	4分	4分	4分
薪小学校	"	3,100m	12分	9分	12分
桃園小学校	"	2,900m	12分	9分	12分

4.4 評価のまとめ

これまでの検討結果を下表に取りまとめます。

表：評価のまとめ

項目		ケース1	ケース2	ケース3
ケース概要		現状維持	共有屋内プールの整備	民間プール活用 (施設使用+指導支援)
教育環境	水泳授業の質	○	○	◎
	計画通りの授業実施	△	○	○
安全性	水泳授業における事故リスク	○	○	◎
	外部から見られない配慮	△	○	◎
	熱中症への注意	△	○	◎
教職員負担	維持管理における職員負担	△	○	◎
	授業実施における職員負担	△	△	○
コスト負担	単年度あたりの事業費	8,790万円	7,472万円	6,578万円
	今後30年間の総費用	26億3,700万円	22億4,167万円	19億7,325万円
総合評価		△	○	◎
留意点		施設更新の時期が直近に集中します。	児童数の減少によらず、事業費が必要となります。	児童数の減少により、事業費の減少が予想されます。

(凡例) ◎：十分な対応が可能 ○：対応が可能 △：課題がある

5 小学校プールの今後のあり方

5.1 プール授業の方向性

5.1.1 水泳授業に対する基本的な考え方

水泳授業は、バランスのとれた全身運動であり、児童の運動能力の向上、心身の健やかな成長や健康維持につながるものです。また、水難事故から命を守るための技能を育むものです。このようなことから、水泳授業を今後も継続していくことを基本とします。

5.1.2 民間事業者と連携した水泳指導

これまで、本市では各学校に設置された屋外プールを使用し、教員が安全管理と実技指導を同時に行ってきました。児童の泳力は個人差が大きく、水泳に関する教員の指導力にも差があるため、充実した水泳指導のためには、これまでの指導体制を見直す必要があります。

また、屋外プールでの水泳授業は、天候や気温に左右されるため、計画通りの授業実施が難しいという課題があります。さらに、今後の気候変動によっては、授業が実施できない日が増加する可能性もあります。

一方、民間施設を活用した水泳授業は、これまでの検討によって屋内環境での充実した設備のなか、インストラクターによる専門的な指導や泳力別指導など、安全で質の高い水泳授業に繋がることが確認できました。このように水泳授業の環境向上が期待できることから、民間施設を活用した水泳授業の実施を目指します。

5.2 小学校プール施設に対する基本的な考え方

小学校プールの健全性を維持していくためには、施設の修繕や水質維持のための薬剤費、水道光熱費など、毎年多額の費用を要します。また、小学校プールの利用期間は6月から7月の短期間に限られています。

以上のことから、これまでの検討結果も踏まえ、民間施設を活用することで、小学校プールを他の施設へと利活用することが合理的であると考えられます。また、今後については、小学校プールの更新や維持管理に関する費用を教育環境の充実などの用途へ移行していくことも考えられます。

5.3 今後のスケジュール

これまでの民間施設を活用した水泳授業の試行結果も踏まえ、令和6(2024)年度から全ての市立小学校の全学年で民間施設を活用した水泳授業の実施が望ましいと考えられます。

また、民間施設を活用した水泳授業の実施にあたっては、各小学校及び事業者との協議により授業時期の調整が必要となることや、現況のプール施設について、学校や地域の実情などを考慮した上で、活用のあり方を検討する必要があります。

5.4 今後の取り組みに向けての留意点

5.4.1 教員の関与のあり方について

水泳授業の方法や評価などについては、教育目標を達成するための授業であることを念頭に置き、教員が主導してインストラクターが補助するという役割分担が重要です。このため、事前に十分な打ち合わせを行い、授業内容の調整を図る必要があります。

5.4.2 現況プール施設の利用について

小学校プールの利用については、下表の事例等を参考に学校や地域の実情などを考慮した上で検討します。

表：プール施設及び跡地の空間利用の例

区分	詳細
プール施設利用	<ul style="list-style-type: none">・公設民営の釣り堀（事例：神奈川県海老名市）・養殖プール（愛媛県新居浜市）・水上型太陽光発電（鹿児島県南さつま市）
跡地利用	<ul style="list-style-type: none">・学校施設の新設・学校施設の更新時等のローリング用地として活用・広場等の屋外空間・防災備蓄倉庫（事例：神奈川県海老名市）・屋外のスポーツ施設・駐車場・民間事業者への売却、貸付（施設配置上、問題ない場合）

5.4.3 民間施設が使用できなくなった場合の対応について

民間施設は、運営主体が民間事業者であることから、撤退等の可能性があります。このため、委託先を複数にしてリスクを分散するほか、撤退時には市が所有する田辺公園プールを利用して水泳授業の継続を図ることが考えられます。

5.4.4 田辺公園プール（市営プール）の活用について

田辺公園プールは市が所有するプールであり、指定管理者による管理のもと市民全体に開放された運営を行っていることから、本検討では使用を想定していません。

しかし、一時的な貸し切り利用は可能であることから、屋外流水プールを活用したより実践的な着衣泳授業等の実施が考えられます。

6 参考資料

6.1 関連法令及び基準

小学校プールに関連する法令及び基準を以下のとおり整理します。

6.1.1 プールの安全標準指針

プールの安全標準指針（平成 19 年 3 月）は、プールの排（環）水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁（文部科学省、国土交通省）が統一的に示した指針（国の技術的助言）です。以下に施設整備に関連する記載を抽出します。

プールの安全標準指針（平成 19 年 3 月）（抜粋）

第 2 章 プールの安全利用のための施設基準

2-1 プール全体

プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うことが必要である。

施設の設置目的や規模、利用の実態等を踏まえ必要に応じ、監視室、救護室、医務室、放送設備、看板・標識類等を備えておくことが望ましい。

(1) 救命具

- ・プールサイド等に担架等の救命具を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくことが必要である。なお、AED（自動体外式除細動器）についても、救護室、医療室等適当な場所に配備することが望ましい。

(2) プールサイド、通路等

- ・プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ、利用者等を考慮して、十分な広さを有することが必要である。
- ・プールサイドの舗装材の選定にあたっては、水に濡れた状態でも滑りにくい素材とする必要があり、素足で歩くことから粗い表面のものは避けることが必要である。
- ・幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分することが望ましい。

(3) 監視室

- ・監視員を統括管理し、監視体制の充実を図るためには監視室を設置することが望ましい。監視室は緊急時の指令室の役割を果たすとともに、場内アナウンスや監視員の休憩所としても機能するものであり、設置にあたっては、プールの安全確保、事故防止、遊泳者指導等のため、できるだけプールに近く、プールの水域全体が見渡せる場所に、前面を開放またはガラス張り等とした監視室を設けることが望ましい。なお、プールが大規模で、監視室を水域全体を見渡す場所に設置できない場合は、監視台を充実させるなどにより監視室の機能を補完する措置を講じることが望ましい。
- ・監視室に電話や緊急時の連絡先一覧表（2 か所以上の医療機関、管轄の消防署・保健所・警察署、設備関連メーカー等）、従事者の役割分担表等を備えることが望ましい。

(4) 救護室、医務室

- ・ プール利用者の怪我や急病に備え、救護室、医務室等を設けることが望ましい。救護室、医務室等には、緊急時に直ちに対処できるよう、救命具、救急医薬品等を備えるとともに、ベッド、救急医療設備等を備え、床は耐水性とし、換気を十分できるようにすることが望ましい。

(5) 放送設備

- ・ プールを安全に管理するためには、プール利用者に対する危険発生等を周知させるための手段を確保することが必要である。
- ・ 施設の規模等に応じて、放送設備を監視室に併設して設置することが望ましい。
- ・ 監視員と管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましい。

(6) 看板・標識類

- ・ プールを安全に管理するためには利用者への適切な注意や警告も必要であり、適切な看板や標識類を設置することが望ましい。
- ・ 利用に関する看板・標識類は、施設の入り口付近で目に付く位置に設置することが望ましい。
- ・ 排（環）水口部を示す標識、排（環）水口に触れることや飛び込むこと、プールサイドを走ることを禁止する警告看板等は、入場者全員の目に付く場所（プールの入り口部とプールサイド等）に2箇所以上設置することが望ましい。

2-2 排（環）水口

吸い込み事故を未然に防止するため、排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

排（環）水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとすること、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分な配慮が必要である。

(2) 二重構造の安全対策

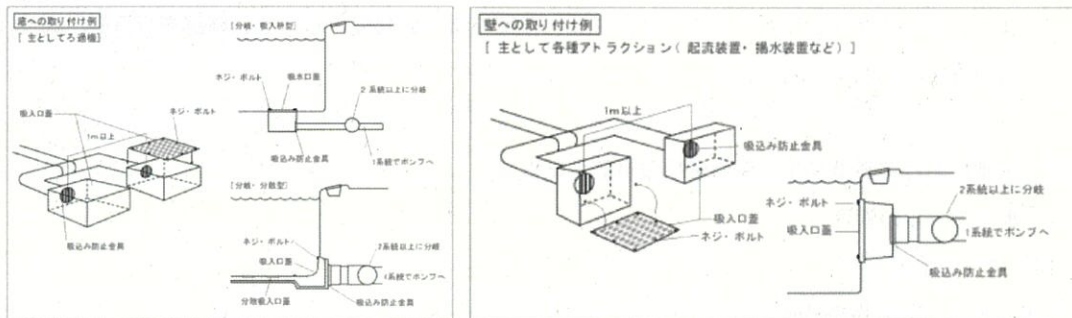
- ・ 排（環）水口の吸い込み事故を防止するため、原則として排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置するなど、二重構造の安全対策を施すことが必要である。
- ・ ただし、排（環）水口が多数あり、かつ1つの排（環）水口にかかる吸水圧が弱く、1つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと（幼児であっても確実かつ容易に離れることができること）が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は必ずしも二重構造の安全対策を施す必要はない。

(3) 仕様、工法への配慮

- ・ 蓋等は、重みがあっても水中では浮力により軽くなることや、子どもが数人で動かしたと考えられる事故例があることから、ネジ、ボルト等により固定されることが必要である。また、蓋等は利用者の接触やプール水の環流等による振動等により、それらを固定しているネジ、ボルト等にゆるみが生じることもあるため、ゆるみを生じにくい留め方とすることが望ましい。

- ・蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等が金属の場合は、腐蝕しにくく、かつ利用者の接触等による他の事故の要因とならないよう、用いる材料や工法にも十分に配慮することが必要である。
- ・蓋等の穴や隙間は、吸い込みや吸い付き事故を防止するため、子どもが手足を引き込まれないような大きさとするとともに、指が蓋の穴等に挟まれる事故を防止するため、幼児や児童の指等が挟まりにくい仕様に配慮することが必要である。
- ・配管の取り付け口がプール駆体に直接開口している場合は、柵を設置した上で吸い込み防止措置を講じる等、二重構造の安全対策を講じる必要がある。
- ・柵を設置しても蓋等の上部の流速が強い場合は、排（環）水口を複数設置することが望ましい。
- ・配管の取り付け口がプール駆体に直接開口し、かつ、排（還）水口が身体の一部を覆うことができるような小さいサイズの場合でも、身体が吸い付いて水中で離脱できなくなることがあるので、吸い付きを防止するため、排（還）水口を複数設置する等の配慮が必要である。
- ・また、異常発生時にポンプを緊急停止させるための停止ボタン、吸い付きによる事故時に配管内の圧力を抜くための装置を、監視員が常時待機しているプールサイドや監視室等に設置することが望ましい。
- ・なお、吐出口についても、ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定することが必要である。

参考-1 排（環）水口の安全確保のための改善の一例（出典）健康運動施設開発機構



参考-2 吸い込み防止金具の一例（出典）健康運動施設開発機構



吸い込み防止金具の例



取り付け例

6.1.2 学校環境衛生基準及び学校環境衛生管理マニュアル

学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）は、学校保健安全法第 6 条第 1 項に位置づけられた、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準です。

また、学校環境衛生管理マニュアルは、学校環境衛生基準の解説を含み、学校環境衛生活動の円滑な実施の一助になるよう作成された文部科学省策定のマニュアルです。

本項では、学校環境衛生管理マニュアル（平成 30 年度改訂版）をもとに施設整備に関連する記載を抽出します。

学校環境衛生管理マニュアル（平成 30 年度改訂版）（抜粋）

第 4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

2 施設・設備の衛生状態

(9) プール本体の衛生状況等

- ア プール水は、定期的に全換水するとともに、清掃が行われていること。
- イ 水位調整槽又は還水槽を設ける場合は、点検及び清掃を定期的に行うこと。

備考

検査項目(9)については、浄化設備がない場合には、汚染を防止するため、1 週間に 1 回以上換水し、換水時に清掃が行われていること。この場合、腰洗い槽を設置することが望ましい。また、プール水等を排水する際には、事前に残留塩素を低濃度にし、その確認を行う等、適切な処理が行われていること。

第 5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

4 水泳プールの管理

(10) プール水等

- ア 水中に危険物や異常なものがないこと。
- イ 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中 1 時間ごとに 1 回以上測定し、その濃度は、どの部分でも 0.4 mg/L 以上保持されていること。また、遊離残留塩素は 1.0 mg/L 以下が望ましい。
- ウ pH 値は、プールの使用前に 1 回測定し、pH 値が基準値程度に保たれていることを確認すること。
- エ 透明度に常に留意し、プール水は、水中で 3 m 離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。

(11) 附属施設・設備等

プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。

6.1.3 小学校学習指導要領

小学校学習指導要領（平成 29 年告示）は、学校教育法施行規則第 52 条に位置づけられた、小学校の教育課程における基準です。

本項では、小学校学習指導要領解説における水泳授業の位置づけを抽出します。

【体育編】小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説（抜粋）

第 2 章 体育科の目標及び内容

1 教科の目標及び内容

エ 水泳運動系

水泳運動系は、水の中という特殊な環境での活動におけるその物理的な特性（浮力、水圧、抗力・揚力など）を生かし、浮く、呼吸する、進むなどの課題を達成し、水に親しむ楽しさや喜びを味わうことのできる運動である。

水泳運動系の領域として、低学年を「水遊び」、中・高学年を「水泳運動」で構成している。

水遊びは、「水の中を移動する運動遊び」及び「もぐる・浮く運動遊び」で内容を構成している。これらの運動遊びは、水中を動き回ったり、もぐったり、浮いたりする心地よさを楽しむ運動遊びである。それぞれの児童の能力にふさわしい課題に挑み、活動を通して水の中での運動の特性について知り、水に慣れ親しむことで、課題を達成する楽しさに触れることができる運動遊びである。

水遊びの学習指導では、水に対する不安感を取り除く簡単な遊び方を工夫することで学習を進めながら、水の中での運動遊びの楽しさや心地よさを味わうことができるようにすることが大切である。そうした指導を通して、技能面では、水にもぐることや浮くこと、息を止めたり吐いたりすることを身に付けることが重要な課題となる。

水泳運動は、中学年を「浮いて進む運動」及び「もぐる・浮く運動」で、高学年を「クロール」、「平泳ぎ」及び「安全確保につながる運動」で内容を構成している。これらの運動は、安定した呼吸を伴うことで、心地よく泳いだり、泳ぐ距離や浮いている時間を伸ばしたり、記録を達成したりすることに繋がり、楽しさや喜びに触れたり味わったりすることができる運動である。そのためには、水遊びで水に慣れ親しむことや、もぐる・浮くなどの経験を通して、十分に呼吸の仕方を見つけておくことが大切である。「安全確保につながる運動」は、そのような安定した呼吸の獲得を意図した運動である。

水泳運動の学習指導では、児童一人一人が自己やグループの能力に応じた課題をもち、その解決の方法を工夫し、互いに協力して学習を進めながら、水泳運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにすることが大切である。とりわけ技能面では、手や足の動きに呼吸を合わせながら泳ぐことや、背浮きや浮き沈みをしながら安定した呼吸を伴い浮くことが重要な課題となる。

なお、泳法の指導に合わせ、け伸びから泳ぎにつなげる水中からのスタートを指導する。また、より現実的な安全確保につながる運動の経験として、着衣をしたままの水泳運動を指導に取り入れることも大切である。さらに、水泳運動の楽しさを広げる観点から、集団でのリズム水泳などを指導に取り入れることもできる。

【体育編】小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説（抜粋）

水泳運動系は生命にかかわることから、水泳場の確保が困難で水泳運動系を扱えない場合でも、水遊びや水泳運動などの心得については必ず指導することが大切であり、そのことを「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。また、水中で目を開ける指導を行った場合には、事後に適切な対処をすることも大切である。

6.2 市内のプール施設の概要

6.2.1 民間プール施設の概要

市内の民間プール施設の概要を以下のとおり整理します。

表：市内の民間プール施設の概要

施設名称	KSC タナベスポーツアカデミー	コ・ス・パ 松井山手 24	
基礎情報	住所	京田辺市東鍵田 73	京田辺市山手中央 2-3
	連絡先	0774-63-6211	0774-68-1535
	運営企業	株式会社ケー・エス・シー	株式会社 COSPA ウエルネス
	営業形態	スポーツクラブ	スポーツジム フィットネスクラブ
	営業時間	平日 / 9:30~21:00 土曜日 / 8:00~21:00 日曜日 / 8:30~11:00	平日 / 10:00~22:00 土曜日 / 10:00~18:00 日祝日 / 10:00~18:00
	定休日	クラブカレンダーに基づく	毎週火曜日 夏季・年末年始・施設点検日
	駐車場	有 (84 台)	有 (300 台)
施設情報	プール	25m × 4 レーン 水深 120cm 10m × 3 レーン 水深 90cm	25m × 6 レーン
	観覧室	有	有
	その他施設	体育館、スタジオ、ジム、ミニショップ	スタジオ、ジム、リラクゼーション施設 (風呂・サウナ) ※プールサイドにジャグジー有
	備考		複合施設内に立地

6.2.2 市営プール施設の概要

市営プール施設の概要を以下のとおり整理します。

表：市営プール施設の概要

施設名称	田辺公園プール	
基礎情報	住所	京田辺市田辺丸山 8
	連絡先	0774-65-311
	指定管理者	ケー・エス・シー クリーン工房 SSK グループ
	営業形態	市民プール
	営業時間	午前の部 9:30~12:20 午後の部 13:30~16:20 夜間の部 17:30~21:20 (日曜日を除く)
	定休日	年末年始
	利用料金	大人 500 円 小人 200 円
施設情報	建築年	平成 3 (1991) 年
	床面積	1,956.23 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て 一部鉄骨造
	プール	屋内 25m × 6 レーン 水深 115cm~135cm
		屋内 10m × 5m 水深 75cm
		屋外 流水プール 83m × 5m 水深 90cm
		屋外 幼児プール 8m × 8m 水深 75cm
	更衣室	ロッカー 男子用 114 個・女子用 114 個
観覧室	有	
その他施設	採暖室、救護室	
備考		

議案第2号

京田辺市通学費補助金交付要綱の一部改正について

京田辺市通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定める

令和6年2月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、通学費補助金交付対象者を新たに追加等するため、所要の改正を行うことについて、提案するものである。

京田辺市通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）

京田辺市通学費補助金交付要綱（平成20年京田辺市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「在籍する」を「通学する」に、「する者」を「するもの」に改め、同条第1号中「在籍する」を「通学する」に、「以上（普賢寺小学校）」を「（京田辺市立普賢寺小学校）」に改め、「場合は、」の次に「おおむね」を加え、「以上）」を「）以上」に改め、同条第2号中「在籍する」を「通学する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、京田辺市立培良中学校の通学区域以外に住所を有する者であって、学校選択による入学等の手続を行い、当該中学校へ入学し、又は転学することを教育委員会に認められたものが、公共交通機関を利用して通学する場合についても、補助金交付の対象とする。

第3条第1項中「補助金の」を「前条第1項に規定する者に係る補助金の」に、「別表左欄」を「別表第1左欄」に改め、同項ただし書中「8月分」を「同項第1号に規定する者のうち、自家用車を利用して通学するものについては、8月分」に改め、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前条第2項に規定する者に係る補助金の額は、別表第2に定める額とする。

3 前項の場合において、通学のために別表第3に掲げる有料自転車駐車を利用する者については、同項の補助金に加えて、当該有料自転車駐車の定期利用に係る駐車料金の5分の4を補助するものとする。

第4条中「定期券」を「定期券等」に改め、「公共交通機関利用者」の次に「及び有料自転車駐車利用者」を加える。

別表中「3km以上」を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第3条関係）

区分	補助金額
公共交通機関利用者	定期券の購入に要する費用の5分の4

別表第3（第3条関係）

名称	位置
新田辺駅東自転車駐車場	京田辺市河原食田10番地80・10番地81
京田辺駅西第1自転車駐車場	京田辺市田辺久戸2番地4
京田辺駅東第1自転車駐車場	京田辺市田辺中央四丁目102番地
京田辺駅東第2自転車駐車場	京田辺市田辺中央四丁目102番地

別記様式第2号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の京田辺市通学費補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

京田辺市通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																						
<p>(対象者)</p> <p>第2条 補助金交付の対象となる者は、京田辺市内に住所を有し、京田辺市立小学校（以下「小学校」という。）に通学する児童又は京田辺市立中学校（以下「中学校」という。）に通学する生徒の保護者で、その児童又は生徒が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 公共交通機関又は自家用車を利用して通学し、居住地から通学する小学校までの通常の経路による通学距離が、4キロメートル（京田辺市立普賢寺小学校に通学している場合は、おおむね3キロメートル）以上である者</p> <p>(2) 公共交通機関を利用して通学し、居住地から通学する中学校までの通常の経路による通学距離が、6キロメートル以上である者</p> <p>2 前項に定めるもののほか、京田辺市立培良中学校の通学区域以外に住所を有する者であって、学校選択による入学等の手続を行い、当該中学校へ入学し、又は転学することを教育委員会に認められたものが、公共交通機関を利用して通学する場合についても、補助金交付の対象とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する者に係る補助金の額は、別表第1左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額とする。ただし、同項第1号に規定する者のうち、自家用車を利用して通学するものについては、8月分の補助金は交付しない。</p> <p>2 前条第2項に規定する者に係る補助金の額は、別表第2に定める額とする。</p> <p>3 前項の場合において、通学のために別表第3に掲げる有料自転車駐車場を利用する者については、同項の補助金に加えて、当該有料自転車駐車場の定期利用に係る駐車料金の5分の4を補助するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付申請等)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者は、交付に係る一切の事務を学校長に委任するものとし、当該学校長は京田辺市通学費補助金（変更）交付申請書（別記様式第1号）に京田辺市通学費補助金交付申請者一覧表（別記様式第2号）、委任状及び定期券等の写し（公共交通機関利用者及び有料自転車駐車場利用者に限る。）を添付して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 補助金交付の対象となる者は、京田辺市内に住所を有し、京田辺市立小学校（以下「小学校」という。）に在籍する児童又は京田辺市立中学校（以下「中学校」という。）に在籍する生徒の保護者で、その児童又は生徒が次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 公共交通機関又は自家用車を利用して通学し、居住地から在籍する小学校までの通常の経路による通学距離が、4キロメートル以上（普賢寺小学校に通学している場合は、3キロメートル以上）である者</p> <p>(2) 公共交通機関を利用して通学し、居住地から在籍する中学校までの通常の経路による通学距離が、6キロメートル以上である者</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額とする。ただし、8月分の補助金は交付しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付申請等)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者は、交付に係る一切の事務を学校長に委任するものとし、当該学校長は京田辺市通学費補助金（変更）交付申請書（別記様式第1号）に京田辺市通学費補助金交付申請者一覧表（別記様式第2号）、委任状及び定期券の写し（公共交通機関利用者に限る。）を添付して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>字句の整理</p> <p>補助対象基準等の見直しに伴う改正</p> <p>補助対象者の追加に伴う改正</p> <p>補助金交付基準等の見直しに伴う改正</p> <p>補助対象者の追加に伴う改正</p>																						
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="129 1262 1016 1399"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自家用車利用者</td> <td>通学距離6km未満</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		補助金額	(略)		(略)	自家用車利用者	通学距離6km未満	(略)	(略)	(略)	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1070 1262 1951 1399"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自家用車利用者</td> <td>通学距離3km以上6km未満</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		補助金額	(略)		(略)	自家用車利用者	通学距離3km以上6km未満	(略)	(略)	(略)	<p>通学距離の区分の変更</p>
区分		補助金額																						
(略)		(略)																						
自家用車利用者	通学距離6km未満	(略)																						
	(略)	(略)																						
区分		補助金額																						
(略)		(略)																						
自家用車利用者	通学距離3km以上6km未満	(略)																						
	(略)	(略)																						

京田辺市通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案		現 行	改正理由
別表第2（第3条関係）			別表の追加
区分	補助金額		
公共交通機関利用者	定期券の購入に要する費用の5分の4		
別表第3（第3条関係）			
名称	位置		
新田辺駅東自転車駐車場	京田辺市河原食田10番地80・10番地81		
京田辺駅西第1自転車駐車場	京田辺市田辺久戸2番地4		
京田辺駅東第1自転車駐車場	京田辺市田辺中央四丁目102番地		
京田辺駅東第2自転車駐車場	京田辺市田辺中央四丁目102番地		

○京田辺市通学費補助金交付要綱

平成20年2月29日

教育委員会告示第1号

改正 平成25年4月1日教委告示第2号

令和5年3月20日教委告示第3号

遠距離通学児童生徒に係る通学費補助金交付要綱（昭和49年京田辺市教育委員会告示第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、遠距離通学に要する経費の一部を補助することにより保護者の負担軽減及び義務教育の機会均等を図るため、京田辺市通学費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 補助金交付の対象となる者は、京田辺市内に住所を有し、京田辺市立小学校（以下「小学校」という。）に在籍する児童又は京田辺市立中学校（以下「中学校」という。）に在籍する生徒の保護者で、その児童又は生徒が次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 公共交通機関又は自家用車を利用して通学し、居住地から在籍する小学校までの通常の経路による通学距離が、4キロメートル以上（普賢寺小学校に通学している場合は、3キロメートル以上）である者

（2） 公共交通機関を利用して通学し、居住地から在籍する中学校までの通常の経路による通学距離が、6キロメートル以上である者

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額とする。ただし、8月分の補助金は交付しない。

2 同一世帯で一的小学校に通学する複数の児童が自家用車利用者に該当する場合の補助金の額は、1人分を限度とする。

（交付申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、交付に係る一切の事務を学校長に委任するものとし、当該学校長は京田辺市通学費補助金（変更）交付申請書（別記様式第1号）に京田辺市通学費補助金交付申請者一覧表（別記様式

第2号)、委任状及び定期券の写し(公共交通機関利用者に限る。)を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交付すべき補助金の額を決定し、京田辺市通学費補助金(変更)交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(変更の申請及び変更交付決定)

第6条 前条の規定による交付決定通知を受けた者は、申請内容に変更が生じたときは、京田辺市通学費補助金(変更)交付申請書(別記様式第1号)に京田辺市通学費補助金交付申請者一覧表(別記様式第2号)その他関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、京田辺市通学費補助金(変更)交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(過払に係る補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた保護者は、その児童又は生徒につき転出、転居その他の事由が生じたことにより交付を受けた補助金に過払が生じた場合には、当該過払に係る金額を市長に返還しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付を取り消し、支払った補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(心身に障害を有する児童生徒に係る通学費補助金交付要綱の廃止)

2 心身に障害を有する児童生徒に係る通学費補助金交付要綱(昭和49年京田辺市教育委員会告示第3号)は、廃止する。

附 則 (平成25年4月1日教委告示第2号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日教委告示第3号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分		補助金額
公共交通機関利用者		定期券の購入に要する費用の2分の1
自家用車利用者	通学距離 3 km以上 6 km未満	月額1,500円
	通学距離 6 km以上	月額2,500円

別記
様式第1号(第4条、第6条関係)

年 月 日

京田辺市長 様

京田辺市立 学校
校長

京田辺市通学費補助金(変更)交付申請書

京田辺市通学費補助金交付要綱第4条(第6条)の規定により、関係書類を添えて下記のとおり(変更)申請します。

記

交付申請金額 円

交付申請人数 人

変更の理由(変更交付申請の場合)

様式第3号(第5条、第6条関係)

文書番号
年 月 日

京田辺市立 学校
校長 様

京田辺市長



京田辺市通学費補助金(変更)交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった京田辺市通学費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、京田辺市通学費補助金交付要綱第5条(第6条第2項)の規定により通知します。

記

(変更後)交付決定金額	円
変更前交付決定金額	円(変更交付決定の場合)
(変更後)交付決定人数	人
変更前交付決定人数	人(変更交付決定の場合)

議案第3号

京田辺市教育支援センター設置要綱の一部改正について

京田辺市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市教育支援センターの運営体制の強化等を図るため、副センター長を設置するほか所要の改正を行うことについて、提案するものである。

京田辺市教育支援センター設置要綱の一部改正について

1 趣旨

京田辺市教育支援センターの運営体制の強化等を図るため、副センター長を設置するほか所要の改正を行うもの。

2 改正概要

(1) 副センター長の設置

教育支援センターの運営体制の強化を図るため、新たに副センター長を置くもの。

(2) 休業日の変更

職員の資質向上のための研修機会及び通所する児童生徒等のニーズを把握し支援方法を検討する個別ケース会議の充実を図るため、休業日を以下のとおり変更するもの。

変更後	変更前
<ul style="list-style-type: none">・ 日曜日及び土曜日・ 祝日・ <u>8月9日～17日</u>・ <u>12月28日～1月3日</u>・ 3月25日～4月6日	<ul style="list-style-type: none">・ 日曜日及び土曜日・ 祝日・ <u>8月10日～16日</u>・ <u>12月29日～1月3日</u>・ 3月25日～4月6日

3 施行日

令和6年4月1日から施行する。

京田辺市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示（案）

京田辺市教育支援センター設置要綱（令和5年京田辺市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「8月10日」を「8月9日、同月10日」に、「同月16日」を「同月17日」に、「12月29日」を「12月28日」に改める。

第5条第1項中「センター長」の次に「、副センター長」を加え、同条第2項中「センター長」の次に「及び副センター長」を加える。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

京田辺市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																
<p>(開設時間及び休業日)</p> <p>第3条 教育支援センターの開設時間及び休業日は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="147 336 1048 632"> <thead> <tr> <th>開設時間</th> <th>休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">午前9時から午後4時30分まで</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日</td> </tr> <tr> <td>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>8月9日、同月10日及び同月12日から同月17日までの日</u></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>1月2日、同月3日及び12月28日から同月31日までの日</u></td> </tr> <tr> <td>(5) 3月25日から4月6日までの日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 教育支援センターに、センター長、<u>副センター長</u>その他必要な職員を置く。</p> <p>2 <u>センター長及び副センター長</u>は、教育相談担当課に属する指導主事をもって充てる。</p>	開設時間	休業日	午前9時から午後4時30分まで	(1) 日曜日及び土曜日	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	(3) <u>8月9日、同月10日及び同月12日から同月17日までの日</u>	(4) <u>1月2日、同月3日及び12月28日から同月31日までの日</u>	(5) 3月25日から4月6日までの日	<p>(開設時間及び休業日)</p> <p>第3条 教育支援センターの開設時間及び休業日は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 336 1982 632"> <thead> <tr> <th>開設時間</th> <th>休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">午前9時から午後4時30分まで</td> <td>(1) 日曜日及び土曜日</td> </tr> <tr> <td>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>8月10日及び同月12日から同月16日までの日</u></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日</u></td> </tr> <tr> <td>(5) 3月25日から4月6日までの日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 教育支援センターに、センター長その他必要な職員を置く。</p> <p>2 センター長は、教育相談担当課に属する指導主事をもって充てる。</p>	開設時間	休業日	午前9時から午後4時30分まで	(1) 日曜日及び土曜日	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	(3) <u>8月10日及び同月12日から同月16日までの日</u>	(4) <u>1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日</u>	(5) 3月25日から4月6日までの日	<p>休業日の変更</p> <p>副センター長の設置</p>
開設時間	休業日																	
午前9時から午後4時30分まで	(1) 日曜日及び土曜日																	
	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日																	
	(3) <u>8月9日、同月10日及び同月12日から同月17日までの日</u>																	
	(4) <u>1月2日、同月3日及び12月28日から同月31日までの日</u>																	
	(5) 3月25日から4月6日までの日																	
開設時間	休業日																	
午前9時から午後4時30分まで	(1) 日曜日及び土曜日																	
	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日																	
	(3) <u>8月10日及び同月12日から同月16日までの日</u>																	
	(4) <u>1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日</u>																	
	(5) 3月25日から4月6日までの日																	

(設置)

第1条 不登校の未然防止並びに不登校児童生徒及びその保護者への支援の充実を図るとともに、教育に関する相談に適切に応じるため、京田辺市教育支援センター(以下「教育支援センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 京田辺市教育支援センター
- (2) 位置 京田辺市田辺中央四丁目3番地3 京田辺市商工会館内

(開設時間及び休業日)

第3条 教育支援センターの開設時間及び休業日は、次のとおりとする。

開設時間	休業日
午前9時から午後4時30分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 8月10日及び同月12日から同月16日までの日 (4) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日 (5) 3月25日から4月6日までの日

2 教育長が必要と認めるときは、前項に規定する開設時間及び休業日を変更することができる。

(事業内容)

第4条 教育支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校を未然に防止するための取組全般に関すること。
- (2) 不登校児童生徒及びその保護者に対する教育相談(訪問支援を含む。)に関すること。
- (3) 不登校児童生徒に対する学習支援等に関すること。
- (4) 学校における不登校支援及び教育相談に係る指導・助言に関すること。
- (5) 学校、保護者及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他教育支援センターの設置目的を達成するために必要と認められること。

(職員)

第5条 教育支援センターに、センター長その他必要な職員を置く。

2 センター長は、教育相談担当課に属する指導主事をもって充てる。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月25日から施行する。

議案第4号

令和6年度京田辺市立学校医の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、別紙に掲げる者を京田辺市立学校医に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和6年2月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立学校医の任期が令和6年3月31日で満了となるため、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	担当学校名
学校医	八木 公美代	田辺幼稚園
学校医	上村 学	田辺東幼稚園
学校医	吉田 大輔	草内幼稚園
学校医	三村 良明	三山木幼稚園
学校医	伊原 隆史	松井ヶ丘幼稚園
学校医	田畑 眞佐子	薪幼稚園
学校医	濱口 賢子	普賢寺幼稚園
学校医	澤井 公和	大住小学校
学校医	飴野 弘之	田辺小学校
学校医	上村 学	草内小学校
学校医	高橋 隆宏	三山木小学校
学校医	吉田 大輔	三山木小学校
学校医	岡本 祐之	普賢寺小学校
学校医	中所 英樹	田辺東小学校
学校医	濱口 賢子	松井ヶ丘小学校
学校医	伊原 隆史	松井ヶ丘小学校
学校医	新田 昌稔	薪小学校
学校医	八木 公美代	桃園小学校
学校医	山田 栄治	田辺中学校
学校医	松前 宏信	田辺中学校
学校医	芳野 二郎	大住中学校
学校医	寺島 隆平	大住中学校
学校医	石丸 寿美子	培良中学校

議案第5号

令和6年度京田辺市立学校歯科医の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、別紙に掲げる者を京田辺市立学校歯科医に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和6年2月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立学校歯科医の任期が令和6年3月31日で満了となるため、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	担当学校名
学校歯科医	石田 光輔	田辺幼稚園
学校歯科医	吉田 幸雄	田辺東幼稚園
学校歯科医	青木 伸二	草内幼稚園
学校歯科医	米田 正彦	三山木幼稚園
学校歯科医	福嶋 英夫	松井ヶ丘幼稚園
学校歯科医	池田 昌弘	薪幼稚園
学校歯科医	古市 知之	普賢寺幼稚園
学校歯科医	奥野 博茂	大住小学校
学校歯科医	石田 光輔	田辺小学校
学校歯科医	服部 哲夫	草内小学校
学校歯科医	米田 正彦	三山木小学校
学校歯科医	秋田 吉輝	三山木小学校
学校歯科医	青木 伸二	普賢寺小学校
学校歯科医	吉田 幸雄	田辺東小学校
学校歯科医	福嶋 英夫	松井ヶ丘小学校
学校歯科医	池田 昌弘	薪小学校
学校歯科医	河村 裕行	桃園小学校
学校歯科医	織田 晴彦	田辺中学校
学校歯科医	立本 充志	大住中学校
学校歯科医	坂上 京子	培良中学校

議案第6号

令和6年度京田辺市立学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、別紙に掲げる者を京田辺市立学校薬剤師に委嘱したいので、教育委員会の議決を求め
る。

令和6年2月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立学校薬剤師の任期が令和6年3月31日で満了となるため、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	担当学校名
学校薬剤師	神尾 倫子	田辺幼稚園
学校薬剤師	相原 紀章	田辺東幼稚園
学校薬剤師	山崎 博章	草内幼稚園
学校薬剤師	木原 裕子	三山木幼稚園
学校薬剤師	茨木 まどか	松井ヶ丘幼稚園
学校薬剤師	小西 めぐみ	薪幼稚園
学校薬剤師	西村 小英子	普賢寺幼稚園
学校薬剤師	相原 統	大住小学校
学校薬剤師	神尾 倫子	田辺小学校
学校薬剤師	山崎 博章	草内小学校
学校薬剤師	諸 美弥子	三山木小学校
学校薬剤師	福本 育子	普賢寺小学校
学校薬剤師	相原 紀章	田辺東小学校
学校薬剤師	茨木 まどか	松井ヶ丘小学校
学校薬剤師	小西 めぐみ	薪小学校
学校薬剤師	羽瀨 友哉	桃園小学校
学校薬剤師	牟田 靖子	田辺中学校
学校薬剤師	相原 統	大住中学校
学校薬剤師	山崎 博章	培良中学校

協議

令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第9号）（案）について

令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第9号）（案）について協議する。

令和6年2月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（協議理由）

本件は、令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第9号）を編成するにあたり、教育に関する部分について、教育委員会に意見を求めるものである。

令和5年度一般会計補正予算第9号 教育関係予算

(単位：千円、%)

	補正後 (A)	補正前 (B)	補正額 (A)-(B)	増減率 %	備考
教 育 費	6,980,957	7,206,539	△ 225,582	△ 3.1	
教 育 総 務 費	541,905	554,092	△ 12,187	△ 2.2	
教育委員会費	3,659	3,964	△ 305	△ 7.7	
事務局費	407,486	410,996	△ 3,510	△ 0.9	
情報教育推進費	130,760	139,132	△ 8,372	△ 6.0	
小 学 校 費	1,702,543	1,703,895	△ 1,352	△ 0.1	
学校管理費	836,408	836,610	△ 202	△ 0.0	
教育振興費	81,474	82,624	△ 1,150	△ 1.4	
学校建設費	784,661	784,661	-	0.0	
中 学 校 費	3,276,533	3,424,699	△ 148,166	△ 4.3	
学校管理費	199,319	199,557	△ 238	△ 0.1	
教育振興費	59,104	61,774	△ 2,670	△ 4.3	
学校建設費	3,018,110	3,163,368	△ 145,258	△ 4.6	

幼稚園費	872,589	902,789	△ 30,200	△ 3.3	
幼稚園管理費	510,179	515,379	△ 5,200	△ 1.0	
教育振興費	354,610	379,610	△ 25,000	△ 6.6	
こども園建設費	7,800	7,800	-	0.0	
社会教育費	587,387	621,064	△ 33,677	△ 5.4	
社会教育総務費	389,734	418,258	△ 28,524	△ 6.8	
公民館費	45,800	46,031	△ 231	△ 0.5	
図書館費	79,324	79,656	△ 332	△ 0.4	
留守家庭児童会 育成事業費	72,529	77,119	△ 4,590	△ 6.0	

協議

令和6年度京田辺市一般会計当初予算(案)について

令和6年度京田辺市一般会計当初予算(案)について協議する。

令和6年2月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(協議理由)

本件は、令和6年度当初予算を編成するにあたり、教育に関する部分について、教育委員会に意見を求めるものである。

1 令和6年度一般会計当初予算 教育関係予算

(単位：千円、%)

	令和6年度当初 (A)	令和5年度当初 (B)	(A)-(B)	増減率 %	備考
一 般 会 計 総 額	31,990,000	32,510,000	△ 520,000	△ 1.6	
教 育 費	4,415,375	7,061,964	△ 2,646,589	△ 37.5	
教 育 総 務 費	704,701	494,284	210,417	42.6	
教育委員会費	3,652	3,964	△ 312	△ 7.9	
事務局費	400,399	359,919	40,480	11.2	
情報教育推進費	195,650	130,401	65,249	50.0	
教育施設管理費	105,000	0	105,000	100.0	
小 学 校 費	1,584,840	1,651,609	△ 66,769	△ 4.0	
学校管理費	862,993	784,324	78,669	10.0	
教育振興費	124,621	82,624	41,997	50.8	
学校建設費	597,226	784,661	△ 187,435	△ 23.9	
中 学 校 費	617,139	3,405,577	△ 2,788,438	△ 81.9	
学校管理費	541,239	180,435	360,804	200.0	
教育振興費	75,900	61,774	14,126	22.9	
学校建設費	0	3,163,368	△ 3,163,368	△ 100.0	

幼稚園費	922,754	909,599	13,155	1.4	
幼稚園管理費	548,957	524,689	24,268	4.6	
教育振興費	373,797	377,110	△ 3,313	△ 0.9	
こども園建設費	0	7,800	△ 7,800	△ 100.0	
社会教育費	585,941	600,895	△ 14,954	△ 2.5	
社会教育総務費	375,381	401,487	△ 26,106	△ 6.5	
公民館費	27,466	46,031	△ 18,565	△ 40.3	
図書館費	98,000	77,258	20,742	26.8	
留守家庭児童会 育成事業費	85,094	76,119	8,975	11.8	

2 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
学校給食調理業務委託事業（大住小学校・三山木小学校・普賢寺小学校）	令和6年度から 令和9年度まで	283,600
三山木小学校用地購入等事業	令和6年度から 令和8年度まで	学研都市京都土地開発公社が代位弁済する三山木小学校用地購入等資金総額150,500千円に対する元金、利子及び事務費相当額
学研都市京都土地開発公社借入に対する債務保証	借入日から 償還完了まで	三山木小学校用地購入等資金総額150,500千円に対する元金、利子及び事務費相当額
学校給食センター包括管理委託事業	令和6年度から 令和10年度まで	97,100
生涯学習だより制作等事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,700
留守家庭児童会運営委託事業（松井ヶ丘）	令和6年度から 令和11年度まで	160,000
留守家庭児童会施設増築事業（薪）	令和6年度から 令和16年度まで	261,300

令和6年度一般会計当初予算主な事業概要

(単位:千円)

NO	事業名	予算額	内容	区分
1	教育支援センター運営事業	37,028	センターの機能強化のため、職員体制及び施設環境を充実するとともに、各学校とのより一層の連携を図る。さらに令和6年度は、特別支援教育の視点からの支援体制についても構築を進める。	拡充
2	学校タブレット端末更新事業	49,788	京田辺GIGAスクール構想に基づき令和2年度に配備した1人1台タブレット端末(6,900台)について、計画的に更新を進めるもの。 令和6年度については、児童生徒用タブレット端末の円滑な更新に向け、機器設定を検証するとともに故障時等に児童生徒の学びを止めないため、指導者用端末を更新する。	拡充
3	学校施設包括管理業務委託	105,000	学校施設の老朽化対策や維持・更新を的確かつ効率的に進めていくため、全市立小中学校の管理を包括的、一元的に民間に委託する。(府内初)	新規
4	小学校水泳授業委託事業	61,630	小学校の水泳授業における、より効果的な指導や天候等の影響によらない適切な授業数の確保を図るため、民間の屋内スイミング施設での専門のインストラクターによる水泳指導を全市立小学校・全学年で導入する。	拡充
5	小・中学校体育館等空調設備整備事業	96,100	地球温暖化の進展により、近年、夏季における猛暑が著しく、熱中症のリスクが高まっていることから、全市立小中学校の体育館等に空調設備を設置する。 R6 実施設計 R7 設置工事	臨時
6	田辺小学校長寿命化改修等	597,226	京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、中校舎棟の長寿命化改修を行う。	臨時
7	培良中学校特色化事業	10,892	培良中学校において、「生徒一人一人がいきいき活躍する学校、わくわくどきどきが止まらない学校」をコンセプトとした各種の取組を令和5年度から順次進めている。 令和6年度は、体験学習や英語教育等の充実を図る。 また、市内の他の校区に居住する生徒でも通学できるよう、学校選択制を導入するとともに、通学費について支援する。 【令和6年度拡充】 ・体験学習の拡充 ・英語教育の充実(英語検定4級の受験補助10/10) ・学校選択制の導入と通学費の支援(補助率4/5)	拡充
8	中学校給食運営事業	299,399	令和6年4月から市立中学校においてセンター方式による学校給食を実施するとともに、学校給食センターの施設管理において民間事業者による包括管理業務を導入する。	新規
9	学校給食食育推進事業	5,659	学校給食において「まるごときょうとの日」を実施するほか、化学肥料を抑えた地元産「特別栽培米ヒノヒカリ」を使用することにより、さらなる地産地消と食育の推進を図る。	拡充

10	小・中学校給食費物価高騰支援事業	58,598	物価高騰による学校給食費への影響がみられる中、保護者の負担を軽減するため支援を行う。 ・小学校 学校給食費1食あたり290円に対し保護者負担額245円を据え置き、その差額45円を支援する。 ・中学校 学校給食費1食あたり340円に対し、小学校における支援の割合を考慮し保護者負担額290円として、その差額50円を支援する。	臨時
11	中央公民館施設改修	3,714	築49年以上経過して老朽化した中央公民館施設を改修・改善することにより、安心して利用頂ける環境を整え、市民の生涯学習の活性化を図る。 ・玄関ロビー空調機更新 ・トイレバリアフリー化工事	臨時
12	分館公民館維持管理事業	4,413	各地域における分館公民館について、その適切な維持・管理を行う。 ・一般改修分 ・江津公民館 外壁塗装等 ・花住坂公民館 トイレバリアフリー化 ・天王公民館 大広間空調機取り替え ・松井ヶ丘公民館 空調機取り替え ・東田辺公民館 屋根防水工事	臨時
13	留守家庭児童会無線通信環境整備事業	5,701	留守家庭児童会において、モバイルルーターを設置し、無線通信環境を整備することにより、児童がタブレットを用いて学習ができるようにする。さらに、留守家庭児童会と市役所とのネットワーク化を図り、事務の効率化と職員の負担軽減を図る。	臨時
14	留守家庭児童会施設増築事業(新)	2,195	新留守家庭児童会において、施設の増築を行い、入会児童の増加に対応する。	臨時
15	留守家庭児童会運営委託事業(松井ヶ丘)	債務負担 行為	留守家庭児童会のクラス数の増加に伴い、支援員の確保が困難となっている状況があるため、松井ヶ丘留守家庭児童会について、民間委託により安定的な施設運営を行う。 (令和7年4月から委託実施)	新規